

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	輸出管理に係る制度・運用の合理化に関する提案です。 毎年7月に提示する自己管理チェックリストについて、ウェブフォームを使った仕組みを導入して欲しいです。 ユーザー認証は、GビズIDを使って認証。 Excelの入力UIでは限界もありますし、データの集計や管理にも一括したDBに集約することで、活用も広がると思います。	頂戴した御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
2	毎々お世話になっております 通常兵器キャッチオール規制の改正に関する質問事項として下記についてご教授願います。 1. 対象品目に関して、 今回の改正で半導体製造装置、検査装置は貨物としては対象外とのことでしたが、 (1) 部分品(例：半導体製造装置に組み込まれる搬送ロボット)も対象外の範囲に含まれるのでしょうか。 (2) 対象品目である特定品目はHSコードで判定することによろしいのでしょうか。 (3) HSコードが特定品目に該当しない場合には用途要件、需要者要件に関係なく非該当との認識でよろしいのでしょうか。 2. 用途要件に関して、 通常兵器の開発等に用いるについて、 (1) エンドユーザーで最終的に何に用いられるか分からない場合はどのような判定になるのでしょうか。(例：半導体製造装置に用いられることが分かっているが、それ以上のことは分からない場合等) (2) 知っているとは、HP等で通常兵器の開発等を行った経歴や、中国の軍工四証を取得している情報を入手したことも該当することになるのでしょうか。 3. 需要者要件に関して、 通常兵器の開発等を行った、行う予定について、 (1) 新たに制定される通常兵器に関する外国ユーザーリストに掲載されている場合、該当になるとの認識で良いのでしょうか。 (2) 知っているとは、HP等で通常兵器の開発等を行った経歴や、中国の軍工四証を取得している情報を入手したことも該当することになるのでしょうか。 4. 明らかガイドラインに関して、 (1) すべての設問が明確に説明ができないと通常兵器の開発に用いられないことが明らかにならないとの認識でよろしいのでしょうか。 以上、よろしくお願いします。	1. 特定品目の確認は貨物等省令第14条の2各号記載のHSコードに基づいて行っていただくことになり、輸出貨物等が同条記載のHSコードに当たらない場合、客観要件を確認する必要はございません。部分品はHSコードで対象となっていないものは対象ではございません。 2. (1) あらゆるケースを一概に整理することは難しいため、個別具体的な事例について判断に迷われる場合には、安全保障貿易審査課にメール(bz1-anposhinsa-catchall@meti.go.jp)でご相談ください。 (2) 用途要件は当該取引について判断いただくため、過去に通常兵器の開発等を行った又は今後行う予定があることについては、需要者要件でご確認ください。 3. (1) 御理解の通りです（「明らかなとき」（通常兵器開発等省令第2号又は第3号）を除きます。）。 (2) あらゆるケースを一概に整理することは難しいため、個別具体的な事例について判断に迷われる場合には、安全保障貿易審査課にメール(bz1-anposhinsa-catchall@meti.go.jp)でご相談ください。 4. 輸出する貨物等の用途並びに取引の条件及び態様からあてはまらない事項以外をご確認いただき、「明らかなとき」と判断できない場合には許可申請が必要です。
3	1. 通常兵器キャッチオール規制の客観要件が変更され、一般国の需要者要件が追加となった場合について、質問がございます。 以下の(a)(b)の場合については「需要者が通常兵器の開発等を行った又は行う予定と知っている」に該当するのでしょうか？ (a) 需要者HPの会社紹介ページに「武器装備の研究開発および生産に関する機密資格証明書、国軍標準品質管理システム認証証明書、機密情報システム統合甲級資格を取得しています。」と記載されている。 (b) 需要者のHPに取引先として「公安」「公警」（中国の警察組織）が記載されている。 2. 客観要件における「需要者」の定義および「開発等」の定義について質問がございます。 (1) 「需要者」の範囲は独立した法人であり、親会社・子会社・グループ会社等の別法人は対象外と認識しております。 一方で、需要者が複数の事業部等を有する大規模な企業等で、例えば弊社の直接の取引先の事業部は民生品を担当しているが、別の事業部が兵器産業向けに部品を納入しているような場合、当該需要者は「兵器等の開発を行った又は行う予定」とされるのでしょうか	1. あらゆるケースを一概に整理することは難しいため、個別具体的な事例について判断に迷われる場合には、安全保障貿易審査課にメール(bz1-anposhinsa-catchall@meti.go.jp)でご相談ください。 2. (1) 需要者は法人単位が原則であり、このケースは「通常兵器の開発等を行った又は行う予定」に該当しますので、明らかガイドラインにより通常兵器の開発等に用いられないことが明らかな場合は許可申請不要となります

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	か？ (2)「通常兵器の開発等」には、兵器に使用される部品の納入も含まれるのでしょうか？ ご見解を頂けますようお願いいたします。 以上、よろしくお願いいたします。	(2) 通常兵器の製造に使用されることから通常兵器の開発等に含まれます。
4	輸出者としては、複雑・難関すぎて、政令が理解し難い上に意図せずに省令に引っかかる恐れがあります。規制を増やすことは、省令を武器として手柄を挙げたい関係機関が、大川原化工機事件のような冤罪をより多く発生させる構造になるのではないのでしょうか？ また、輸出規制が強化されることにより、輸出者がより消極的な選択しかしなくなることで、インフレ基調になってきた経済が、国内の長い値下げ文化によるデフレに戻る圧力になり得るのではないのでしょうか？ 輸出規制による過去の具体的な成果は何でしょうか？規制により日本の世界におけるプレゼンスは上がっていると自信をお持ちでしょうか？関係省庁の方にはぜひ海外に出て海外の関係機関と折衝いただき、世界の実情に照らし合わせた日本の位置を熟知していただき、本当に何をすべきかご検討いただけると幸いです。	規制体系については、ホームページ等を活用し、利用者の理解が深まるよう尽力して参ります。 また、2024年4月24日公表の産業構造委員会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会の中間報告にも示されている通り、欧米等の同盟国・同志国は、最終用途・最終需要者に着目し、通常兵器に関する補完的輸出体制を導入しています。そのため、今回の措置は、国際的な足並みに揃うものであり、我が国の競争力への影響は小さいものと認識しています。 なお、頂いた御意見につきましては今後の参考とさせていただきます。
5	「産構審安保小委を踏まえた補完的輸出規制の見直しについて」（令和7年1月）の資料5ページのフロー図に関して質問です。 需要者が通常兵器の開発等を「行った又は行う予定」と知っているか、の部分に外国ユーザーリストも確認、とあります。 1. 「行った又は行う予定」を知らない、そうではない、ことに対するエビデンスは必要でしょうか？ 2. 外国ユーザーリストに掲載が無ければ特に判断のエビデンスは不要であり申請不要と判断して良いのでしょうか？ 3. 外国ユーザーリストに掲載が無くとも米国エンティティリストへ掲載がある場合は明らかガイドラインの判断必要でしょうか？（対象品が日本産品として） 4. 外国ユーザーリストに掲載が無く米国エンティティリスト掲載先へ輸出する場合、「行った又は行う予定」ではないことのエビデンスがあれば輸出可能でしょうか？（対象品が日本産品として） 以上よろしくお願いいたします。	1. 御指摘の関連資料は、意見募集の対象ではなく、意見募集の対象である補完的輸出規制の見直しに関連する政省令等の概要を説明したものです。 御指摘のフロー図は「イメージ」であるため、実際の判断に当たっては政省令等をご確認ください。 通常兵器開発等省令第2号又は第3号に該当する場合には、「行った又は行う予定」と知っていることになると考えます。 また、輸出関連書類等は一定期間保存することを推奨しております。 2. いいえ。外国ユーザーリストは、輸出者に対して大量破壊兵器又は通常兵器の開発等の懸念が払拭されない企業の情報を提供するものです。 輸出先の企業がリストに掲載されていないからといって、当該輸出が直ちにキャッチオール規制の対象外となるわけではなく、輸出しようとしている貨物等や需要者について大量破壊兵器又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるとの情報を輸出者が入手した場合には、輸出許可申請が必要となります。 3. 「明らかガイドライン」は外国ユーザーリストへの掲載の有無にかかわらず、「当該貨物の需要者が、通常兵器開発等省令に規定する通常兵器の開発等を行う又は行ったことを知ったとき」又は「当該技術を利用する者が、通常兵器開発等告示に規定する通常兵器の開発等を行う又は行ったことを知ったとき」に該当する場合に確認するものです。 4. 輸出貨物が、客観要件に該当するか否かの判断が困難な場合を含め不明な点がある場合には、安全保障貿易審査課(bz1-anposhinsa-catchall@meti.go.jp)にメールでご相談ください。
6	「（様式3）輸出者など概要・自己管理チェックリスト」について 下記について、対応可否をご検討いただきたくお願いいたします。 ・提出年月日の項目の追加	御指摘のとおり修正します。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	・【輸出等基本情報】の「7. 親又は子会社等情報」で、親会社または子会社の有・無の選択肢の追加 ・【輸出管理内部規程情報】の「7. 子会社及び関連会社への指導等の実施部門」の項目で、子会社、関連会社の有・無の選択肢の追加 ・【直近事業年度の輸出等の実績に係る報告】の「6. リスト規制貨物・技術の実績」の「需要者等」、「取引形態」の項目で、現行のチェックリストには、 需要者等は、現地法人・その他 取引形態は、在庫販売・受注販売・返品修理等の 選択肢がありますが、選択肢の追加	
7	輸出令の16項(1)として特定品目として設定した場合、16項の性質上、特に90類(9027.50、9014.80など)については、多くが多量に販売される汎用品であり、輸入者やディストリビューターでストックされてから、現地の多数の一般ユーザーに販売されるのが現状です。 この場合、ひとつひとつの需要者を確認し審査することは現実不可能です。 この場合、一般輸入者であるストック業者や卸業者を審査し、通常兵器に不正使用、不正利用がなきよう卸売りや現地販売することを誓わせる誓約書や契約書などを輸入者から提出させるなどの方法で、用途および需要者要件を担保をさせればよいと思います。 現実的に不可能な手続きを強いることは、一般輸入者やディストリビューターとのビジネスの阻害になりかねません。 また汎用品となりますので、販売される相応に数量も大きく、いずれにしろリスト規制が前提にあるため、16項特定品目の決め方を、大雑把なHSコード分類だけで決定するのは、乱暴かと思います。 意見を書かせていただきましたが、失礼の段、なにとぞお許しください。	ストック販売の場合で需要者が未確定の場合は、需要者に係る確認ができないので、需要者要件のチェックは、原則、不要です。 ある程度の需要者が想定される場合には、念のため、想定される需要者について、需要者要件の確認をしていただくことが望ましいと考えます。 また、貨物の輸入者（ディストリビューター）のみしか分からない場合には、懸念用途へ用いられることがないように、念のため、貨物の輸入者（ディストリビューター）について、需要者要件の確認をしていただくことが望ましいと考えます。 なお、ストック販売の場合でも、例えば、汎用品の中には、ある特定の用途に専用で用いられる民生品もあることから、法令上、用途要件に該当することがあり得ますので、用途要件のチェックは行ってください。 リスト規制は「品目」に該当すれば（該非判定）、原則輸出許可が必要ですが、キャッチオール規制は、今般輸出令別表第一の16の項（1）に規定される品目も含め、輸出者において、客観要件（用途・需要者）該当性を確認して輸出許可の可否を判断することになります。
8	対象品目(案)の第88.07項について、省令と関連資料で記載（対象品目）が異なっていました。関連資料の記載が誤りだと捉えていますが、当該資料は修正し再提供いただきたいと思います。 省令： 第八八・〇七項（第八八・〇二項又は第八八・〇六項の物品の部分品に係るものに限る。） 関連資料P.8:8807 部分品（第88.01項、第88.02項又は第88.06項の物品のものに限る。）	御指摘を踏まえ、関連資料を修正しました。 また、第八八・〇二項は、第八八〇二・六〇号と修正します。
9	補完的輸出規制の見直しによって、政省令告示の複雑性が増している。 民間企業で輸出管理の経験を持った人間でも読み解くのにかなり苦労する。 産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会の中間報告において、「輸出管理に関する法体系の複雑性の解消（「わかりやすさ」の追求）」が中長期的な課題として提言されているが、この法体系の複雑性の解消の早期実現を改めてお願いしたい。	いただきました御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
10	「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の一部を改正する通達案を受けての、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」での“調査事項”の解釈の明確化につきまして 「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の一部を改正する通達案では、 １．輸出者等が確認すべき事項の（６）輸出者等が「明らかなき」を判断するためのガイドライン（以下“明らかなガイドライン”）に、①用途説明、②需要者の事業内容、技術レベル、③及び④当該貨物等の設置場所又は使用場所、⑦設備や原材料の組み合わせのそれぞれに、「例えば、（中略）と推測する。」が加えられますことによりまして、客観要件の確認の際の解釈の明確化が施されますことを歓迎致します。 客観要件の確認は「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」のⅠ．許可申請の前に輸出者及び提供者が実施する事項での調査事項①～⑱の中でも求められております。 調査事項④、⑤、⑥、⑦、および、⑩につきましても、“明らかなガイドライン”と同様に、「例えば、（中略）と推測する。」をそれぞれ書き加えていただきますと、輸出貿易管理令別表第１の１から１５までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の１から１５までの項の中欄に掲げる技術の提供を目的とした取引若しくは当該取引に関する行為に際しまして、当該貨物又は技術が大量破壊兵器の開発等を助長する懸念がないとの判断する際の解釈の明確化に役立つかと存じます。 ご検討の程、よろしくお願いいたします。	明らかなガイドラインに対応する提出書類通達上の調査事項につきましては、明らかなガイドラインの例示もご参照ください。 いただきました御意見を踏まえ、Ｑ＆Ａ等で調査事項に関して明確化をさせていただきます。
11	輸出貿易管理令（改正案）第４条第１項第五号における客観要件の確認事項につきまして 輸出貿易管理令（改正案）第４条第１項第五号（（現行の同項第四号。以下、“少額特例”））では、貨物の項番が輸出令別表第１の１６項へ転じるものではないと承知しております。 少額特例であっても当該貨物は輸出貿易管理令別表第１の１から１５までの項の中欄に掲げる貨物であり続けますことから、少額特例利用時の客観要件の具体的な確認事項は、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の「Ⅰ．許可申請の前に輸出者及び提供者が実施する事項」の中の、「（上記に当てはまらない場合であっても、これらの調査事項を用いることができます）。」を拠り所に、調査事項①～⑱に照らすものと思われま。 一方で、少額特例は、引用先として、輸出貿易管理令第４条第１項第三号の「イ．その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。」を、少額特例を適用できない条件の一つに定めていますことから、少額特例利用時の客観要件の具体的な確認事項は当該貨物が輸出貿易管理令別表第１の１から１５までの項の中欄に掲げる貨物でありながらも「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（“キャッチオール規制”）で定める「１．輸出者等が確認すべき事項」に照らすとも解釈できます。 今回の輸出貿易管理令の改正、および、大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等についての改正を機に、少額特例における客観要件は、どちらの通達のどの事項に照らして確認すべきかをＱ＆Ａ等でお示しいただきたく存じます。（仮に複数の通達に照らして確認する必要があるようでしたら、照合順も併せてお示しいただきたく存じます。）ご検討の程、よろしくお願いいたします。 尚、御省安全保障貿易管理HP“申請手続き” https://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply01.htmlでは、少なくとも昨年までは「許可申請不要（非該当証明書について）」の欄下に、「※注：少額特例を利用する場合には、客観要件の確認が必要。（キャッチオール規制のページ参照）」との注記がありましたが、現在は、この注記が消えまして、代わりに、「（参考）上記フロー図の各ページ」のすぐ上に「※注：少額特例を適用する場合、又は部分品特例を適用しかつ当該部品の組み込まれた親貨物の中に他に輸出令別表第一の１項～１５項に該当する貨物がない場合には、客観要件の確認が必要。」と、表現および記載位置が変わっていることは承知しております。	リスト規制貨物について少額特例を適用する場合には、補完規制通達を御確認ください。
12	・意見内容 「輸出者等遵守基準を定める省令」（以下、輸出者等遵守基準）及び、必要に応じ「外為法等遵守事項」の見直しのご検討を後刻おこなって頂きたい。 ・理由 貴省ご発行の「安全保障貿易ガイダンス [入門編]」（以下、ガイダンス）にて、輸出者等遵守基準に関し、下記のご説明があります。（抜粋）	外国為替及び外国貿易法第５５条の１０の規定に基づき、経済産業大臣が定める輸出者等遵守基準は、第２５条第１項に規定する取引によって提供しようとする特定技術又は第４８条第１項の特定の種類の貨物が「特定重要貨物等」に該当するかどうかの確認に関する事項その他の当該取引又は輸出を行うに当たって遵守すべき事項について定めております。 なお、「特定重要貨物等」は、「特定重要貨物等を定める省令」に基づき、外国為替令別表の１から１５までの項の中欄に掲げる技術及び輸出貿易管理令別表第１の１から１５ま

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	+++ 輸出者等遵守基準は、 （１）すべての輸出者等の基準 （２）リスト規制貨物・技術を扱っている輸出者等の基準の２段階で構成されています。 +++ +++ （２）リスト規制貨物・技術を扱っている輸出者等の基準 ① 組織の代表者を輸出管理の責任者とする。 ② 組織内の輸出管理体制（業務分担・責任関係）を定めること。 ③該非確認に係る手続を定めること。 ④リスト規制貨物等の輸出等に当たり用途及び需要者等 27 の確認を行う手続を定め、手続に従って確認を行うこと。用途及び需要者の確認に必要な情報を需要者以外から入手する場合には、信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び需要者の確認を行うこと。 ⑤ 出荷時に、該非を確認した貨物等と一致しているか確認を行うこと。 ⑥ 輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努めること。 ⑦ 輸出管理の責任者及び従事者に研修を行うよう努めること。 ⑧ リスト規制貨物等の輸出等の業務に関わる子会社に対する指導及び研修並びに当該子会社の業務体制及び業務内容の確認（指導等）を行う体制及び手続を定め、当該手続きに従って定期的に指導等を行うよう努めること。 ⑨ 輸出等関連文書を適切な期間保存するよう努めること。 ⑩ 法令違反したとき及び法令違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。 ※④のうち需要者等の確認、信頼性を高めるための手続に関する事項、⑧については、令和３年１１月１８日に公布された改正輸出者等遵守基準省令に基づくものであり、令和４年５月１日に施行。 +++ 今般意見公募となりました「補完的輸出規制の見直し」につき、客観要件（“用途要件”、“需要者要件”）は、リスト規制貨物等ではない、16 項品目（具体的には 16 項（1）品目）でも確認を行うことが求められことになります。 伴い、「補完的輸出規制の見直し」による制度改正となった際には、現行の輸出者等遵守基準では十分に制度改正後に求められる事柄が網羅されていない記載となり、また、輸出者等遵守基準の読者に対する解りづらさも生じさせる可能性がある史料するものです。 尚、輸出者等遵守基準が改正されるのであれば、“外為法等遵守事項”も合わせて見直しが必要となる可能性も出てくると考えますので、当該に関しても必要に応じてご検討頂ければと思います。	での項の中欄に掲げる貨物と定められております。 そのため「輸出者等遵守基準を定める省令」の対象となる「特定重要貨物等」は、「安全保障貿易ガイドランス [入門編]」に記載されているリスト規制貨物・技術を指しており、補完的輸出規制に規定されている輸出手続等については対象とはしていません。 また、「輸出管理内部規定の届出等について」の別紙 1 に定める「外為法等遵守事項」は、外為法を始めとする輸出関連法規（大量破壊兵器キャッチオール規制及び通常兵器補完的輸出規制を含む。）の遵守すべき基準として、基本方針と個別事項を定めたものとなっておりますが、その個別事項の具体的な手続等に関しては、自主管理の中で輸出管理内部規定に定めていただくことになっております。 上述のとおり、輸出者等遵守基準及び輸出者等遵守事項では、リスト規制貨物等に関する該非確認、そのための体制構築や個別事項に関する基本的な事項を基準として定めているものですので、今般の補完規制規則の見直しに伴い、改正する予定はございません。
13	●意見内容 輸出後、仕向地側の輸入国税関の官吏の判断が、本邦側で判断した輸出貨物のHSコードと異なり、輸入国側でのHSコード判断に基づく、本邦補完的輸出規制での輸出許可申請対象であることが解った場合の、本邦輸出者として必要な対応を指示、指南して頂く文書等を用意して頂きたい。 ●理由 輸出地側で認識する輸出貨物のHSコードと、輸入国税関が判断するHSコードが異なること十分に発生し得る事象。 本邦側の輸出者としては、輸出をしようとする時点で判断するHSコードを用いれば良いと認識する。しかしながら、輸出者によっては、仕向地側での判断（HSコード判断）により、本邦側での非違行為（＝補完的輸出規制での輸出許可申請不履行）に該当する可能性への不安を感じるケースも想定でき、それへの対応を整備しておいた方が良いと考えるもの。	HSコードは輸出者においてご判断ください。輸入国側でのHSコード判断に基づく、16の項（1）に当たる場合であっても、客観要件に該当しない場合には、補完的輸出規制における無許可輸出には該当しないものと考えます。
14	・意見内容 注2）上記の「知ったとき」とは、当該貨物の需要者又は当該技術を利用する者が外国ユーザーリスト（令和5年12月6日付け20231113貿局第2号）に掲載されている場合を含む。 現在は：令和7年1月31日であるが、今後更新される	御指摘を踏まえ、公布日時点での最新の外国ユーザーリストを記載しました。 なお、本改正の施行前に外国ユーザーリストを新たに公開いたします。 また、その他の御意見については、今後の参考とさせていただきます

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方									
	明らかガイドライン①と④ ①（例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供し続けない場合には、明確な説明はないものと推定する。 ④　例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供し続けない場合には、<u>用途に疑わしい点があるとの情報を有しているもの</u>と推定する。 ①又は④どちらかで一方で良いのでは無いでしょうか？ 理由 ・ただし、この運用が開始されると同時に外国ユーザーリストの改正も必要で、更に最新のリストになるのか不明であるが、考慮願います。他の法令の同じ引用があるので、同じように対処願います。 ・『当該貨物等の最終用途に関する情報を提供し続けない場合』は内容が重複しているため										
15	意見内容 （6）輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン 明らかガイドライン⑰　は、以下の2つの理由から⑰－1と⑰－2に分離すべきである。 ⑰　外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、<u>次のいずれにも該当しないこと。</u> イ　リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）<u>が一致しないこと。</u> ロ　リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている種別が「通常兵器」とであり、輸出する貨物等の種別が輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物等がに一致しないこと。 に該当する場合には、本ガイドラインの他の事項（輸出する貨物等の用途並びに取引の条件及び態様からあてはまらない事項は除く。）の確認において、通常兵器の開発等に用いられるという懸念が払拭されない事項がないこと。 理由 その1：『が一致しないこと。』∩『次のいずれにも該当しないこと。』の2重否定であれば、肯定になる。よって、肯定と否定の組み合わせにすること。 その2：　明らかガイドラインの各項目（①から⑳は、独立であり、すべて”はい”で、いずれかが1つでも”いいえ”であれば、明らかでない」と判断する。 ⑰ロは、上記ルールを無視して、他の項目（⑰を除く）とandの関係を判断することになっている。⑰イは、独立のルールを遵守しており、意味が異なるイとロを⑰にまとめることは理解し難い。	ご指摘を踏まえ、二重否定の表現部分を修正いたしました。 また、「通常兵器区分」の外国ユーザーリストは、通常兵器との関連性が指摘されている等、その懸念が払拭されない企業・組織についての情報を提供するものです。⑰のロ（パブコメ時のもの）はかかる懸念が払拭される場合を想定しており、懸念が払拭される場合を明確化するための修正を行いました。 かかる明確化により、⑰のロは、独立の項目として確認するものとしてご理解いただけるものと考えます。									
16	・意見内容 （6）包括許可要領の別表3、別表4（右表参照） 利用されるおそれがある場合とその他軍事用途が交わる欄は、”／”であった。 大量破壊兵器開発等省令と同じ、需要者要件（外国UL）が通常兵器開発省令に追加されたのであれば、 <table><tr><td>その他の軍事用途</td><td>通常兵器おそれ省令・告示</td></tr><tr><td>報告</td><td rowspan="2">1号:用途要件</td></tr><tr><td>失効</td></tr><tr><td> ❓ </td><td>インフォーム</td></tr><tr><td>MT24-58 (1)</td><td>2, 3号:外国UL</td></tr></table> 別表3、別表4にも『失効、届出、報告』のいずれかの制限を設定し、包括許可の適用を管理にする必要があるのではないのでしょうか？、 ・理由 包括許可要領と別表3、4の用いられる場合、用いられるおそれがある場合、用いられる疑いがある場合と大量破壊兵器開発おそれ省令・告示との関係を示す下記表の理解に間違いがあれば、本意見は削除願います。 大量破壊兵器開発等省令と同じ、需要者要件（外国UL）が通常兵器開発省令に追加されたのであれば、同じように規制内容の構成す	その他の軍事用途	通常兵器おそれ省令・告示	報告	1号:用途要件	失効	❓	インフォーム	MT24-58 (1)	2, 3号:外国UL	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
その他の軍事用途	通常兵器おそれ省令・告示										
報告	1号:用途要件										
失効											
❓	インフォーム										
MT24-58 (1)	2, 3号:外国UL										

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方																																					
	る理解がしやすい。 用途・需要者に関する包括許可適用条件 別表3又は4 失効* :インフォームのみ 一般国**:別表3の2を 含まない <table><tr><th>用途</th><th>仕向地 (提供地)</th><th>核兵器等の 開発等</th><th>大量破壊兵器開発 おそれ省令・告示</th><th>その他の軍 需用途</th><th>通常兵器おそれ省 令・告示</th></tr><tr><td rowspan="2">用いられる場 合</td><td>別表第3</td><td>失効</td><td rowspan="2">1号:用途要件</td><td>報告</td><td rowspan="2">1号:用途要件</td></tr><tr><td>一般国**</td><td>失効</td><td>失効</td></tr><tr><td rowspan="3">用いられるお それがある場合</td><td>別表第3</td><td>失効*</td><td>インフォーム</td><td>?</td><td>インフォーム</td></tr><tr><td rowspan="2">一般国**</td><td rowspan="2">失効</td><td>1号:別表行為</td><td rowspan="2">MT24-58 (1)</td><td rowspan="2">2, 3号:外国UL</td></tr><tr><td>2, 3号: 外国UL</td></tr><tr><td rowspan="2">用いられる疑 いがある場合</td><td>別表第3</td><td rowspan="2">届出</td><td>旧Know通達</td><td>報告</td><td>?</td></tr><tr><td>一般国**</td><td>第三者から知った</td><td>届出</td><td>MT24-58(2)</td></tr></table> 2)「用いられる(利用される)場合」とは、輸出される貨物(提供される技術)が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられる(利用される)こととなる旨、<省略> 3)「用いられる(利用される)おそれがある場合」とは、上記2)以外の場合であって、<省略>核兵器等の開発等のために用いられる(利用される)おそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。 4)「用いられる(利用される)疑いがある場合」とは、上記3)以外の場合であって、<省略> 5	用途	仕向地 (提供地)	核兵器等の 開発等	大量破壊兵器開発 おそれ省令・告示	その他の軍 需用途	通常兵器おそれ省 令・告示	用いられる場 合	別表第3	失効	1号:用途要件	報告	1号:用途要件	一般国**	失効	失効	用いられるお それがある場合	別表第3	失効*	インフォーム	?	インフォーム	一般国**	失効	1号:別表行為	MT24-58 (1)	2, 3号:外国UL	2, 3号: 外国UL	用いられる疑 いがある場合	別表第3	届出	旧Know通達	報告	?	一般国**	第三者から知った	届出	MT24-58(2)	
用途	仕向地 (提供地)	核兵器等の 開発等	大量破壊兵器開発 おそれ省令・告示	その他の軍 需用途	通常兵器おそれ省 令・告示																																		
用いられる場 合	別表第3	失効	1号:用途要件	報告	1号:用途要件																																		
	一般国**	失効		失効																																			
用いられるお それがある場合	別表第3	失効*	インフォーム	?	インフォーム																																		
	一般国**	失効	1号:別表行為	MT24-58 (1)	2, 3号:外国UL																																		
			2, 3号: 外国UL																																				
用いられる疑 いがある場合	別表第3	届出	旧Know通達	報告	?																																		
	一般国**		第三者から知った	届出	MT24-58(2)																																		
17	5. 輸出貨物等が核兵器等の開発等に用いられる疑いがあること等を輸出者等が知った場合の取扱い 以下に掲げるとおり、核兵器等の開発等又は核兵器等開発等省令中別表に掲げる行為のために輸出貨物等が用いられる疑いがあること等を輸出者等が知った場合には、速やかに、別記 2 に掲げる記載要領に従い、様式 3 に定める様式（2 通）により、その旨を安全保障貿易審査課に報告すること。 なお、報告の内容によっては、輸出令第 4 条第 1 項第三号ロ、二又は貿易外省令第 9 条第 2 項第七号ロ、二の規定に基づく経済産業大臣からの通知をすることがある。 ① 輸出令別表第 1 の16の項の中欄に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出(同令第 4 条第 1 項第一号及び第二号のいずれにも該当せず、かつ、同項第三号イ、ロ、ハ及び二に該当しないものに限る。)をしようとする者は、その貨物が核兵器等の開発等若しくは核兵器等開発等省令の別表に掲げる行為のために用いられること又は通常兵器等の開発等となることを、輸入者、需要者及びこれらの代理人以外の者からの情報により知った場合 ② 為令別表の16の項の中欄に<省略> ①の役務版 意見：上記の赤字部分 ・理由 包括許可要領と別表 3， 4 の用いられる疑いがある場合と大量破壊兵器開発おそれ省令・告示との関係を示す下記表の理解に間違いがあれば、本意見は削除願います。 通常兵器開発省令に2号、3号に需要者要件を追加したのであれば、補完規制通達の上記『5. 輸出貨物等が核兵器等の開発等に用いられる疑いがあること等を輸出者等が知った 場合の取扱い 』に『通常兵器の開発途等を知った場合』を追加する必要は無いのでしょうか？大量破壊兵器開発等省令と同じ、需要者要件（外国UL）が通常兵器開発省令に追加されたのであれば、同じように規制内容の構成する理解がしやすい。	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。																																					

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方																																				
	用途・需要者に関する包括許可適用条件 別表3又は4 失効* :インフォームのみ 一般国**:別表3の2を含まない <table><tr><td>用途</td><td>仕向地 (提供地)</td><td>核兵器等の 開発等</td><td>大量破壊兵器開発 おそれ省令・告示</td><td>その他の軍 需用途</td><td>通常兵器おそれ省 令・告示</td></tr><tr><td rowspan="2">用いられる場合</td><td>別表第3</td><td>失効</td><td rowspan="2">1号:用途要件</td><td>報告</td><td rowspan="2">1号:用途要件</td></tr><tr><td>一般国**</td><td>失効</td><td>失効</td></tr><tr><td rowspan="3">用いられるお それがある場合</td><td>別表第3</td><td>失効*</td><td>インフォーム</td><td>?</td><td>インフォーム</td></tr><tr><td rowspan="2">一般国**</td><td rowspan="2">失効</td><td>1号:別表行為</td><td rowspan="2">MT24-58 (1)</td><td rowspan="2">2, 3号:外国UL</td></tr><tr><td>2, 3号: 外国UL</td></tr><tr><td rowspan="2">用いられる疑 いがある場合</td><td>別表第3</td><td rowspan="2">届出</td><td>旧Know通達 第三者から知った</td><td>報告</td><td>?</td></tr><tr><td>一般国**</td><td>届出</td><td>MT24-58(2)</td></tr></table> 2)「用いられる(利用される)場合」とは、輸出される貨物(提供される技術)が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられる(利用される)こととなる旨、<省略> 3)「用いられる(利用される)おそれがある場合」とは、上記2)以外の場合であって、<省略>核兵器等の開発等のために用いられる(利用される)おそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。 4)「用いられる(利用される)疑いがある場合」とは、上記3)以外の場合であって、<省略>	用途	仕向地 (提供地)	核兵器等の 開発等	大量破壊兵器開発 おそれ省令・告示	その他の軍 需用途	通常兵器おそれ省 令・告示	用いられる場合	別表第3	失効	1号:用途要件	報告	1号:用途要件	一般国**	失効	失効	用いられるお それがある場合	別表第3	失効*	インフォーム	?	インフォーム	一般国**	失効	1号:別表行為	MT24-58 (1)	2, 3号:外国UL	2, 3号: 外国UL	用いられる疑 いがある場合	別表第3	届出	旧Know通達 第三者から知った	報告	?	一般国**	届出	MT24-58(2)	
用途	仕向地 (提供地)	核兵器等の 開発等	大量破壊兵器開発 おそれ省令・告示	その他の軍 需用途	通常兵器おそれ省 令・告示																																	
用いられる場合	別表第3	失効	1号:用途要件	報告	1号:用途要件																																	
	一般国**	失効		失効																																		
用いられるお それがある場合	別表第3	失効*	インフォーム	?	インフォーム																																	
	一般国**	失効	1号:別表行為	MT24-58 (1)	2, 3号:外国UL																																	
			2, 3号: 外国UL																																			
用いられる疑 いがある場合	別表第3	届出	旧Know通達 第三者から知った	報告	?																																	
	一般国**		届出	MT24-58(2)																																		
18	4 特別一般包括許可の範囲 (1) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可 ④ 次のいずれかに該当するもの ⇒④ 次のイ、ロに該当するもの イ 輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物の輸出（<省略> 1) <u>ハ</u>に掲げる地域を仕向地とし、当該地域の軍若しくは軍関係機関 若しくはこれらに類する機関<省略> 2) 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の輸出の許可<省略> ロ 外為令別表の16の項に掲げる技術であって、輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる技術<省略> 1) <u>ハ</u>に掲げる地域おいて提供することを目的とする取引<省略> 2) 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の輸出の許可又は外 為令別表の1の項の中欄に掲げる技術の提供に係る許可<省略> ハ <u>イ1)又はロ1)の対象地域</u> インド、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、 マレーシア ・理由 ハは、イ又はロの条件である。よって、『④ 次のいずれかに該当するもの 』に含まれない。 ※この特別一般包括の許可範囲は、以下のような貨物包括マトリクスで、示していただきたい。 <table><tr><td>輸出令別表第一項番</td><td>い地域①</td><td>と地域①</td><td>ち地域</td><td>ぬ地域</td></tr><tr><td>輸出令別表第一の16の項(1)の中欄に掲げる貨物 あって、貨物等省令第14条の2に該当するもの</td><td>特別一般</td><td>’－</td><td>’－</td><td>特別一般</td></tr><tr><td>輸出令別表第一の16の項(2)までに掲げる貨物</td><td></td><td></td><td>’－</td><td></td></tr></table>	輸出令別表第一項番	い地域①	と地域①	ち地域	ぬ地域	輸出令別表第一の16の項(1)の中欄に掲げる貨物 あって、貨物等省令第14条の2に該当するもの	特別一般	’－	’－	特別一般	輸出令別表第一の16の項(2)までに掲げる貨物			’－		御指摘のとおり修正します。 なお、マトリクスの扱いについては、今後の参考とさせていただきます。																					
輸出令別表第一項番	い地域①	と地域①	ち地域	ぬ地域																																		
輸出令別表第一の16の項(1)の中欄に掲げる貨物 あって、貨物等省令第14条の2に該当するもの	特別一般	’－	’－	特別一般																																		
輸出令別表第一の16の項(2)までに掲げる貨物			’－																																			
19	4 特別一般包括許可の範囲 (2) 特別一般包括役務取引許可 ③ 外為令別表の16の項に掲げる技術であって、輸出令別表第1の16の 項（1）に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術を提供することを 目的とする取引（貿易外省令第9条第2項第7号ハに該当するものに限る。）のうち、次のいずれかに該当するもの。 ⇒次の1)又は2)に該当するもの。ただし、外国ユーザーリスト に掲載されている者が技術を利用する者である取引又は貿易外省令第9 条第2項第7号イ、ロ又はニに該当するものを除く。 1) <u>3)</u>に掲げる対象地域において提供することを目的とする取引又は 当該対象地域の非居住者に提供することを目的とする取引	御指摘のとおり修正します。																																				

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方																																																
	であって、当 該地域の軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関又はこれ らのものから委託を受けた者が技術を利用する者であるもの。 2) 外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術の提供に係る許可を受けたものと<u>同一</u>の契約により提供するもの 3) <u>1)の対象地域</u> インド、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、 マレーシア ・理由 3) は、 1) の条件である。よって、『④次のいずれかに該当するもの 』に含まれない。																																																	
20	・意見内容 外国ユーザーリストの様式が示されていない。以下のように、懸念区分をType of WMDと分けた列欄を新規に設定した様式にしていたきたい。 <table><tr><th>No.</th><th>国名、地域名 Country or Region</th><th>企業名、組織名 Company or Organization</th><th>別名 Also Known As</th><th>懸念区分 Type of WMD</th><th>懸念区分 Con. Weapon</th></tr><tr><td>469</td><td>中国 People's Republic of China</td><td>Beijing Institute of Technology (北京理工大学)</td><td></td><td>ミサイル M</td><td>CW</td></tr><tr><td>470</td><td>中国 People's Republic of China</td><td>Beijing Lion Heart International Trading Company</td><td></td><td>ミサイル M</td><td>‘ ー</td></tr><tr><td>471</td><td>中国 People's Republic of China</td><td>Beijing Luo Luo Technology Development Co., Limited. (北京罗罗科技发展有限公司)</td><td></td><td>ミサイル M</td><td>‘ ー</td></tr><tr><td>472</td><td>中国 People's Republic of China</td><td>Beijing Starneto Technology Co., Ltd.</td><td></td><td>ミサイル M</td><td>‘ ー</td></tr><tr><td>473</td><td>中国 People's Republic of China</td><td>BEIJING SHINY NIGHTS TECHNOLOGY DEVELOPMENT CO., LTD. (北京闪亮之夜科技发展有限公司)</td><td></td><td>ミサイル、核 M、N</td><td>‘ ー</td></tr><tr><td>474</td><td>中国 People's Republic of China</td><td>Beijing Tianhai Industry Co., Ltd. (北京天海工业有限公司)</td><td>・北京天海工业有限公司</td><td>ミサイル M</td><td>‘ ー</td></tr><tr><td>475</td><td>中国 People's Republic of China</td><td>AAAA University</td><td></td><td>‘ ー</td><td>CW</td></tr></table> ・理由 大量破壊兵器と通常兵器ユーザーが、両方又は別々であることを明確にしていきたい。 今回のリストの公布は、施行の1週間ではなく、3週間前に案内いただきたい。	No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD	懸念区分 Con. Weapon	469	中国 People's Republic of China	Beijing Institute of Technology (北京理工大学)		ミサイル M	CW	470	中国 People's Republic of China	Beijing Lion Heart International Trading Company		ミサイル M	‘ ー	471	中国 People's Republic of China	Beijing Luo Luo Technology Development Co., Limited. (北京罗罗科技发展有限公司)		ミサイル M	‘ ー	472	中国 People's Republic of China	Beijing Starneto Technology Co., Ltd.		ミサイル M	‘ ー	473	中国 People's Republic of China	BEIJING SHINY NIGHTS TECHNOLOGY DEVELOPMENT CO., LTD. (北京闪亮之夜科技发展有限公司)		ミサイル、核 M、N	‘ ー	474	中国 People's Republic of China	Beijing Tianhai Industry Co., Ltd. (北京天海工业有限公司)	・北京天海工业有限公司	ミサイル M	‘ ー	475	中国 People's Republic of China	AAAA University		‘ ー	CW	いただきました御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD	懸念区分 Con. Weapon																																													
469	中国 People's Republic of China	Beijing Institute of Technology (北京理工大学)		ミサイル M	CW																																													
470	中国 People's Republic of China	Beijing Lion Heart International Trading Company		ミサイル M	‘ ー																																													
471	中国 People's Republic of China	Beijing Luo Luo Technology Development Co., Limited. (北京罗罗科技发展有限公司)		ミサイル M	‘ ー																																													
472	中国 People's Republic of China	Beijing Starneto Technology Co., Ltd.		ミサイル M	‘ ー																																													
473	中国 People's Republic of China	BEIJING SHINY NIGHTS TECHNOLOGY DEVELOPMENT CO., LTD. (北京闪亮之夜科技发展有限公司)		ミサイル、核 M、N	‘ ー																																													
474	中国 People's Republic of China	Beijing Tianhai Industry Co., Ltd. (北京天海工业有限公司)	・北京天海工业有限公司	ミサイル M	‘ ー																																													
475	中国 People's Republic of China	AAAA University		‘ ー	CW																																													
21	●外国為替令関係 ・意見内容 外国為替令第六条第5項に「外為法第四十八条第一項」を規定しているため、今般改正の「輸出令第一条第三項」を追加すること。 追加する必要がないのであれば「外為法第四十八条第一項」との違いを説明せよ。 また、必要がないのであれば「輸出令第二条第一項」とともに削除せよ。 ・理由 今般改正の許可と「法第四十八条第一項」は同じ許可行為である。 【参考】 (支払等の許可等) 第六条 5 法第十六条第五項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる法令の規定により許可又は承認を受ける義務が課されている貨物の輸出又は輸入のうち、経済産業大臣が当該貨物の輸出又は輸入の当事者、内容その他を勘案してその支払等がされても法の目的を達成するため特に支障がないと認めて告示により指定した貨物の輸出又は輸入に係る支払等をする場合とする。 一 法第四十八条第一項 二 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第二条第一項又は ●輸出貿易管理令関係 ・意見内容 1. 輸出令第十二条において「法第四十八条第一項の規定による許可」の延長を権限委任しているのであるから、今般改正の「輸出令第一条第三項」を追加すること。追加する必要がないのであれば「外為法第四十八条第一項」との違いを説明せよ。また、必要がないのであれば「輸出令第二条第一項」とともに削除せよ。	御指摘を踏まえ、一部修正いたしました。 その他いただきました御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。																																																

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	2. 輸出令附則3において項ずれが発生するのでパブコメに掲げるべきである。又は当該附則はパブコメにする必要のないものなのか？ ・理由 1. 今般改正の許可を権限委任しないで「法第四十八条第一項」は権限委任を引き続きさせるのは矛盾がある。 2. 項ずれが発生するから 【参考】 (権限の委任) 第十二条 次に掲げる経済産業大臣の権限は、税関長に委任されるものとする。 ニ 第八条第二項の規定により、法第四十八条第一項の規定による許可又は第二条第一項の規定による承認の有効期間を延長する権限 附 則 3 令和七年四月十三日までの間は、第二条第一項第一号の二中「別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする」とあるのは「北朝鮮を仕向地とする貨物（別表第二の一、一九から二一の三まで、二五、三〇、三三、三五から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の」と、第四条第二項第二号ハ中「及び第三号」とあるのは「に掲げる貨物のうち、北朝鮮を仕向地とするもの及び同表第三号」と、同条第三項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物については、この限りでない」と、別表第二の二中「第二条、第四条」とあるのは「第四条」と読み替えるものとする。 ●輸出貿易管理規則の一部を改正する省令 ・意見内容 1. 輸出許可・承認申請を行う場合、輸出許可・承認申請書を3通提出と規定しているが、当該規則に違反して注意事項で2通提出と規定している。3通の提出を求める必要がないのであれば第一条第一項第二号に規定する「（経済産業大臣が別に定める場合にあつては、二通）」を規定するか、又は「二通」と改正すること。 2. 改正別表第一の三の様式中、「(3) 需 要 者（貨物を費消し、又加工する者）」となっているが、「(3) 需 要 者（貨物を費消し、又は加工する者）」とするべきである。 3. 改正別表第一の三の様式中、「経済産業大臣殿」宛てとなっているが記名押印の欄は「経済産業大臣又は税関長の記名押印」としている。 「税関長」宛てに提出していないのであるから記名押印の欄は「経済産業大臣の記名押印」とするべきである。 因みにe-GOV法令検索の当該規則では「経済産業大臣の記名押印」と規定している。 また、「経済産業大臣の押印」と順次していきましょう。 4. 現行別表第一の三の二の様式も上記3. と同様である。 ・理由 1. 申請書を3通とする必要ない。 2. 誤植である。 3. 現行規則に従いましょう。 4. 現行規則に従いましょう。 【参考】 (許可の手続等) 第一条 ニ 輸出貿易管理令（以下「令」という。）第二条第一項の規定により………三通（経済産業大臣が別に定める場合にあつては、二通） 三 法第四十八条第一項の規定による輸出の許可及び令第二条第一項の規定による輸出の承認（同項第二号に係るものを除く。）を同	

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	時に経済産業大臣に申請する者 別表第一の三で定める様式による輸出許可・承認申請書（同項第一号の三から第一号の八までのいずれかに該当する場合にあっては、別表第一の三の二で定める様式による輸出許可・承認申請書）三通 ●貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令 ・意見内容 1. 改正別紙様式第3(第1条関係)中、「7 用紙の大きさはA列4版とすること。」を「7 用紙の大きさはA列4番とすること。」とすること。 2. 別紙様式第3の2（第1条関係）中、「4 用紙の大きさはA列4版とすること。」を「4 用紙の大きさはA列4番とすること。」とすること。 3. 別紙様式第6の2（第1条の2関係）中、「（A支払、B支払いの受領、C支払及び支払の受領）の別」を「（A支払、B支払の受領、C支払及び支払の受領）の別」とすること。 4. 附則（経過措置） 2 中、「別紙様式第6の2による役務取引許可証」に係る部分を削除すること。 ・理由 1. 輸出許可証等の様式は「4版」ではなく「4番」とすることが多い。どちらか正しい方に統一するべきである。 2. 輸出許可証等の様式は「4版」ではなく「4番」とすることが多い。どちらか正しい方に統一するべきである。 3. 現行規定様式では「支払」である。 4. NACCS改修を行うであろうから「取り繕い使用」することはない。 ●「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表 ・意見内容 2－1 輸出の承認の（2）輸出承認申請の（ロ）中、 「なお、輸出承認と併せて外為法第48条第1項の許可を必要とする場合の申請」を 「なお、輸出承認と併せて外為法第48条第1項又は輸出令第1条第3項の許可を必要とする場合の申請」とすること。 ・理由 【参考】 2－1 輸出の承認 （1） 輸出承認事務の取扱い （2）輸出承認申請 （イ） （ロ）輸出承認の申請は、輸出規則第1条第1項第二号に規定している輸出承認申請書による。 なお、輸出承認と併せて外為法第48条第1項の許可を必要とする場合の申請にあって は、これらを輸出規則第1条第1項第三号に規定している輸出許可・承認申請書により行う もとする。 ●NACCS申請 ・意見内容 輸出令第1条第3項の許可をNACCS申請できる改正を行うこと。 ・理由 輸出許可申請は原則電子申請としている。 【参考】 2022年7月以降、輸出許可申請は電子申請のみとなりました。	
22	意見公募要領の「1. 意見公募の趣旨・目的・背景 > （1）補完的輸出規制の見直し > 通常兵器補完的輸出規制の見直し」には、「安全保障上の懸念が高い品目に限定して、…」とあるが、現行案の16の項(1)の対象品目は、HSコードを規定するだけで、品目の限定が十分でない。 特に「9027.50 その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）」は、様々な機器が該当するあいまいな規制である。HSコード分類上の解釈によって輸出者が想定していなかった機器が対象品目に含まれる可能性があり、外為法違反の冤罪事件の再発につながるおそれもある。	9027.50は、物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）など、我が国を含む主要国が協力し、ウクライナから発見されたロシア軍の兵器に使用されていた部品等を調査・特定したCommon High Priority Itemsに記載のあるものも含まれております。 また、一般国向けの通常兵器キャッチオール規制は、輸出令別表第一の16の項（1）であっても、客観要件に該当する場合にはじめて輸出許可申請が必要となるものであるた

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	9027.50では、より限定して具体的な規定を追加すべき。 9027.50の例を挙げると、アスリート等が自己のヘルスチェックに使用するための機器が該当する。事前教示回答事例 https://www.customs.go.jp/tetsuzuki_search/bunrui/J4/23/J42300322.htm 経産省ではこの機器を安全保障上の懸念が高い品目と考えているのか？また、何の懸念があるか参考にご教示いただきたい。 もともとHSコードは輸出規制のために作られたものではないのだから、HSコードを基準にして意図しない品目に規制をかけることになってしまったら、本末転倒である。	め、そのような場合には安全保障上の懸念はあるものと考えております。
23	関連資料 「補完的輸出規制の見直しについて」の 通常兵器キャッチオール規制の客観要件に係る手続フローに関する質問 用途要件非該当、需要者要件該当の場合、「用いられる疑いがある場合」にあたるのでしょうか？ もし正しいとすれば、包括適用できるが届出必要となりますでしょうか？	用途要件又は需要者要件のいずれかに該当すれば、通常兵器の開発等のために用いられるおそれがある場合に当たります。 なお、包括許可要領別表3の表1・表2は輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる特定の技術であって、輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物に係るものは除かれています（別表4の表1・表2は外為令別表の16の項の中欄に掲げる特定の技術であって、輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るものを除かれています。）
24	輸出令16項の「全品目」について ・意見内容 関連資料の4ページに制度改正内容が表で整理されていますが、「対象品目」のところで「16項（2）：全品目」と書かれているのは、正確には、「16項（2）：特定品目以外の16項品目」ではないかと思います。 ・理由 16項の（1）と（2）の品目は重複しておらず、両者を合わせたものが16項の「全品目」ということだと理解しましたが、上記の表を見て、「全品目」が何を指すのか若干混乱したためお知らせするものです。	ご理解の通りです。頂いた御意見につきましては今後の参考とさせていただきます。
25	輸出令16項（1）（特定品目）の規定ぶりについて ・意見内容 いわゆる「特定品目」を定める輸出令別表第1の16項（1）は、「次に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるもの」とされており、「次に掲げる貨物」は、現行の16項のように関税定率法別表の類番号を引用せずに、具体的な貨物の種類、名称を列举する形で定められています。 一方、これを受けた貨物等省令では、該当する貨物（特定品目）を関税定率法別表の類・項・号番号（HSコード）を引用する形で定めており、政令・省令それぞれが指し示す貨物は必ずしも一致していません。結果として、輸出令16項（1）で掲げられている貨物の種類、名称からだけでは、「特定品目」に該当する貨物の種類、名称を想起しにくい面があると思います。 ・理由 例えば改正案では、輸出令16項（1）の12号に「オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他電気的量の測定用又は検査用の機器及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他電離放射線の測定用又は検出用の機器」とあるので、これを見ると、「アルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他電離放射線の測定用又は検出用の機器」が「特定品目」に含まれているかのように思われますが、関税定率表別表でこれらの機器を示していると思われるHSコード9030.10の貨物（電離放射線の測定用又は検出用の機器）は貨物等省令14条の2の6号には含まれておらず、結局のところ、輸出令16項（1）の12号にある「アルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他電離放射線の測定用又は検出用の機器」は「特定品目」ではないことが分かりました。 政令・省令両方を併せ見なければならぬことは理解しつつも、「特定品目」の規定ぶりにやや分かりにくさを感じたためお知らせするものです。	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
26	輸出管理内部規程（CP）の変更要否について ・意見内容（ 今般の補完的輸出規制の見直しに伴って、輸出管理内部規程（CP）を変更する必要はあるのでしょうか。 ・理由	今回の改正は、輸出者等遵守基準や輸出者等遵守事項そのものに関する改正ではないため、必ずしもCPの内容変更を行う必要はありません。 ただし、本制度改正に伴う貨物等の輸出等を行っている場合において、現行のCPの規定で対応できない場合には、内容変更の必要が生じますので、ご留意いただく必要があります。 経済産業省の安全保障貿易管理のHPのQ&Aにおいて、参考情報などを示すことも

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	当機構は輸出管理内部規程（ＣＰ）を貴省に届け出ているため伺うものです。	検討しておりますので、それをご確認いただいてから安全保障貿易検査官室にご相談ください。
27	各種帳票について ・意見内容 今般の補完的輸出規制の見直しに対応した「用途チェックリスト」、「明らかガイドラインシート」、「需要者チェックリスト」などの各種帳票の参考例を示していただけると幸いです。 ・理由 補完的輸出規制の見直しに対応して、取引審査を的確・効率的に行うための参考にしたいと存じます。	機微技術管理ガイドンスの規程・帳票の例を今般の改正を踏まえ更新いたします。
28	1. 日本は輸出規制の範囲を広げるべきではない。 2. 軍事目的に関わらない申請については、全て審査を通過させるべきである。 意見内容 1.日本は輸出規制の範囲を広げるべきではない。新しい規制は、企業の納期が長くなり、世界の産業チェーンの安定性に影響を与える可能性があります。半導体製品の生産は通常、国境を越えた輸送を複数回必要とし、いかなるリンクの中断も産業チェーン全体に影響を与える可能性があります。したがって、日本は輸出規制を実施する際、規制範囲を過度に拡大することを避けるべきである。 2.軍事目的に関わらない申請については、全て審査を通過させるべきである。民生用に関わる半導体製品については、設置を推奨する「民用目的申請のグリーンチャンネル」は、より簡便な承認処理方式を確立し、合理的な需要を満たすことを保証する。 理由 1. 2025年1月31日、日本政府は半導体機器、材料、EDAソフトウェアなどの輸出規制を強化する計画を発表した。意見提出者は、この動きが世界の半導体産業チェーンの協調発展、中日の経済貿易協力、技術革新の生態学に悪影響を及ぼすと考えている。新規制は、現在の中日企業間の既存の協力を再び破壊し、妨害し、協力の不確実性を高めている。これらの制限は必要範囲を超えており、非軍事的な民間分野を対象としており、既存の輸出規制管理と取り決めに合致せず、WTOの規則に違反している。 2. 半導体産業の貿易取引において、中国と日本は密接な関係がある。日本は中国の重要な半導体装置サプライヤーの一つであり、中国市場の関連製品は重要なシェアを占めている。近年、中国市場における日本の半導体装置サプライヤーの数が大幅に増加しており、これは日本の半導体メーカーにとっての中国市場の重要性を十分に反映しているだけでなく、両国間の半導体産業の依存度の高さを反映している。同時に、中国の巨大な半導体消費市場は、日本企業に持続可能な成長空間を提供している。両国の産業チェーンは深く入れ子構造になっており、一方的な政策調整は「バタフライ効果」を引き起こす可能性がある。日本の輸出規制は「ハイエンド技術重視」の謳い文句を超えており、確立された協力関係の影響に対する過度な制限を無視することはできない。 3. 実際、中日企業の半導体産業における協力の見通しは依然として広い。近年、双方は協力革新、市場拡大などの面で絶えず深化している。中国日本商工会議所の調査によると、超中国企業の90%は今後1～2年間に中国への投資規模を拡大または維持する計画だ。中国の新エネルギー自動車、人工知能、モノのインターネットなどの分野での需要が爆発し、日本の半導体企業の市場空間を拡大し、協力してより強靱な産業生態係を構築する。 4. 日本は輸出規制の範囲を広げるべきではない。新しい規制は、企業の納期が長くなり、世界の産業チェーンの安定性に影響を与える可能性があります。半導体製品の生産は通常、国境を越えた輸送を複数回必要とし、いかなるリンクの中断も産業チェーン全体に影響を与える可能性があります。したがって、日本は輸出規制を実施する際、規制範囲を過度に拡大することを避けるべきである。 5. 軍事目的に関わらない申請については、全て審査を通過させるべきである。民生用に関わる半導体製品については、設置を推奨する「民用目的申請のグリーンチャンネル」は、より簡便な承認処理方式を確立し、合理的な需要を満たすことを保証する。 6. 意見提出者は常にグローバル産業チェーンの安定を堅く保ち、日本の規制措置は両国企業の協力に直接影響を及ぼし、グローバルサプライチェーンの分裂リスクを増大させる。日本は軍事用と民生用の技術標準を厳密に区別し、「汎安全保障化」政策が市場の需給を歪めるのを避けるべきである。	今般の補完的輸出規制の見直しは、国際安全保障環境の変化に即して、安全保障上の懸念の高いリスト規制されていない汎用品の軍事転用防止を目的に実施するものです。そのため、軍事転用の懸念がないと判断される場合には、許可申請をすることなく輸出が可能です。
29	○意見1 ・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） 貿易経済安全保障局資料「産構審安保小委を踏まえた補完的輸出規制の見直しについて」 ・意見内容 「補完的輸出規制の見直し」及び「輸出管理に係る制度・運用の合理化」に伴うCP（輸出管理内部規程）の改定の可否をご教示ください。	意見1 今回の改正は、輸出者等遵守基準や輸出者等遵守事項そのものに関する改正ではないため、必ずしもＣＰの内容変更を行う必要はありません。 ただし、本制度改正に伴う貨物等の輸出等を行っている場合において、現行のＣＰの規定で対応できない場合には、内容変更の必要が生じますので、ご留意いただく必要があります。 経済産業省の安全保障貿易管理のＨＰのＱ＆Ａにおいて、参考情報などを示すことも検討しておりますので、それをご確認いただいてから安全保障貿易検査官室にご相談ください。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	○意見 2 告示案第 2 号へ（一）について、 （１）対象となる物質は、ポリフッ化ビニリデン、スチレンブタジエンゴム、ポリアクリル酸を主成分として調整された固結剤等を指し、単体の各化合物は対象とならないと解して良いか。或いは、単体の化合物であっても、記載の用途に供することが可能である場合は、その設計又は製造に係る技術は重要管理対象技術に該当するのか。 （２）一般的に「スチレンブタジエンゴム」とは、スチレン（CAS No. 100-42-5）と1,3-ブタジエン（CAS No. 106-99-0）の共重合体（CAS No. 9003-55-8）に加硫することで得られるものを指すと考えるが、本告示案における定義をご教示いただきたい。また、以下のようなケースについて、本告示案における該非をご教示いただきたい。 ①スチレンと1,3-ブタジエンの共重合体（CAS No. 9003-55-8）をベースとするものであっても、モノマー比率や添加剤の種類等により、ゴムの性質を有する場合と有していない場合がある。関税分類においては「第 4 0 類 解説」の要件を満たす場合のみ、合成ゴムとして分類されるが、本告示案においてはどのように該非を判断すればよいか。 ②スチレン及びブタジエンの誘導体、或いはその他のモノマーを含んだ共重合体の場合、どのように該非を判断すればよいか。 （３）ポリマーの該非は判定が難しい場合が多いことから、運用通達やQ&Aを整備していただきたい。	意見 2 （１） 単体の化合物についても、主成分とするものに含まれるため、御質問のようなケースについては重要管理対象技術に該当します。 （２） 本規定における「スチレンブタジエンゴム」とは、ご指摘の通り、スチレンと1，3－ブタジエンの共重合体を指しますが、加硫の有無については該非には影響しません。 ①ゴムの性質を有するか否かに関わらず、リチウムイオン電池の材料として使用されるバインダーの材料又はバインダーそのものとして使用される場合は対象となります。 ②誘導体やその他のモノマーが含まれている場合も、リチウムイオン電池の材料として使用されるバインダーの材料又はバインダーそのものとして使用される場合は対象となります。 （３） 上記の回答についてQ & A等に掲載するなど、今後、更なる充実を図ってまいります。
30	〔御意見〕 別表第一 十六(一) への質問(今回の改正に直接関係するものではない) ・意見内容 16項(1)に該当する貨物をストック販売する場合は、METI HP上Q&A「キャッチオール関連 7. ストック販売に関する質問」の考え方が適用されるという理解で間違いないでしょうか。 また、16項(1)に該当する貨物はストック販売が可能でしょうか。	ご理解の通りであり、ストック販売は可能です。
31	〔意見〕 16項(1)の該非判定について 【意見内容】 通常兵器キャッチオール規制において新設された一般国向け輸出等の需要者要件と用途要件の対象品目が16項(1)の特定品目に限定されたことは企業の法的負担を軽減するものであり、産業界へのご配慮に深く感謝いたします。 一方で企業にとっては、輸出等する貨物等が16項(1)か(2)かの該非判定という新たな手続きが生じます。仕様に基づくリスト規制に対する該非判定と異なりHSコードを用いるため、これは企業にとって新たな負担となります。 しかし16項(1)か(2)かの該非判定が必要となるのは、法令上「一般国向けの輸出等において需要者要件又は用途要件が該当し、許可要否を判定する場合」等に限定されています。従い、そうした場合以外は、16項(1)か(2)かの該非判定は実施には及ばないと理解しております。 つきましては企業負担の軽減の観点から、以下の 3 点について改めてご配慮を賜りますと幸甚です。 （１）「一般国向け輸出等で需要者要件又は用途要件が該当し、許可要否の判定に必要な場合」等に当たらないときに16項(1)か(2)かの該非判定は法令上必須ではないと理解しております。もし可能であれば、その旨を法令上でより明確に記載し、その旨を企業側にご指導お願いいたします。 （２）企業が輸出者等に該非判定を告知する際は「一般国向け輸出等で需要者要件又は用途要件が該当し、許可要否の判定に必要な場合」等に当たらないときは16項(1)か(2)かの該非判定を行わずともよく、同要件に当たるときに輸出者等からの問合せに答えて16項(1)か(2)かの該非判定を告知すれば十分であることを経済産業省のガイダンス等で明確に記載し、周知をお願いいたします。 （３）今後CISTEC内で「一般国向け輸出等で需要者要件又は用途要件が該当し、許可要否の判定に必要な場合」等に当たらないときは	（１） 1 6 の項（１）の品目はリスト規制品ではなく、1 6 の項（１）か（２）かの確認は該非判定ではありません。 今回の制度内容等については、ホームページ等を利用し、周知して参ります。 （２） 1 6 の項（１）の品目であるか否かの確認については、輸出者として、当該輸出が通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるか（客観要件）を自ら判断する際に検討が必要となるものであり、1 6 の項（１）に当たることのみをもって直ちに輸出許可申請すべきとするものではありません。 いただいた御意見については、今後の検討の参考にさせていただきます。 （３）

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	16項(1)か(2)かの該非判定を仕入先に求めない共通理解を確立させる動きをお見受けになられた場合、この共通理解確立に向けて、ご助言、ご支援をお願いいたします。 (4) 誤記修正 【意見内容】 貿易外省令第9条第2項第七号について、以下、下線部分の脱字の修正を希望します。 --- (略)(輸出令別表第三に掲げる地域に該当する外国において居住者又は輸出令別表第三<u>に</u>掲げる地域に該当する外国の非居住者(略)) ---	いただきました御意見については、今後の参考とさせていただきます。 (4) 御指摘を踏まえ、修正しました。
32	新設される展示会等包括役務取引許可(1の項限定)についてご教示ください。 弊社は、防衛省向け航空機用エンジン等に関する技術について、外国事業者から実施許諾を受け、航空機用エンジン等を製造しお客様に納めるとともに、当該製品の保守・修理を請け負っています。 お客様における当該製品の不具合等に迅速に対応するため、弊社は各製品毎にライセンサーを利用者とした個別許可証を取得・維持し、個別許可に基づきライセンサーに技術提供をしてきました。 今回新設される展示会等包括役務取引許可の範囲に「外国事業者から許諾を得て実施する技術について、その実施状況を共有するため当該外国事業者に対して行う場合」との記述がございます。 本包括許可の範囲に、上記のような弊社のライセンスエンジン等に関する技術提供が含まれる(本包括許可に基づいて技術提供できる)との理解でよろしいでしょうか。 ご教示いただけますと幸甚です。よろしくお願いいたします。	提供を予定される技術情報が明らかではありませんが、一般論としてお答えすれば、御照会のライセンスエンジン等に関する技術情報について、展示会等包括役務取引許可の包括要領にある許可の要件や範囲の中で、定められた手続きに従い申請いただければ、許可の対象となり得ると考えます。
33	1. P.19 以降「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」 ・意見内容1 P20(3)2)「・・・これらの貨物を輸出又はこれらの貨物に関する技術を提供する場合には、懸念相手先等における通常兵器の開発、製造又は使用を助長することがないよう、・・・」の「懸念相手先等」の定義を明示してください。 ・理由 ここで述べている「懸念相手先等」とは何を指すか不明瞭なため。外国ユーザーリストに掲載の者でしょうか ・意見内容2 P23以降「(6)輸出者等が「明らかなき」を判断するためのガイドライン」の例示の見直しをお願いします。 ・理由 ④の例： ≫「例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供しがない場合には、用途に疑わしい点があるとの情報を有しているものと推定する。」とありますが、最終用途に関する情報を提供しがない状態は①でチェックされているため、ここでのチェックは「用途は示されているが、周辺情報から疑わしい」と判断される内容を例示いただきたいです。④で確認すべきは①③の懸念はない状態においてチェックされる例であるところと思われます。 ≫また、「例えば」の前段の記述にある「用途に疑わしい点」とは、「何に」疑わしいかの明示が必要ではないでしょうか。「どのようなとき」に、「何の用途に対する疑いがある」とされるか。用途が民生用途と言われているが、通常兵器の開発等、大量破壊兵器開発等、軍事目的なども場合分けが必要ではないでしょうか 通常兵器用途であることが述べられている状態で軍事施設に隣接などは疑わしい要件に当たらないのではないとも思われます。(大量破壊兵器に関しての懸念とはまた別と思われます。) ⑦の例： ≫「例えば…提供しがない」は合理性、整合性を判断する以前の状況です。⑦に対しては①や⑥で「用途、設備、原料が明らか」だが、「組み合わせとして合理性に欠ける」例示が必要ではないでしょうか。設備の例、原料の例、用途の例を示し、その組み合わせがどのように整合性がないかを例示いただきたいです。	「懸念相手先等」とは外国ユーザーリスト掲載者を含む需要者を指します。 明らかガイドラインについていただきました御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	⑩⑪⑫についても例を示して頂きたいです。	
34	2. P. 23以降「包括許可取扱要領」について ・意見内容1 P33～34 4 特別一般包括許可の範囲 （1）特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可 ④イ1）、ロ1） に示される「軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関・・・これらのものから委託を受けた者」についてより具体的な定義の明示をお願いします。 ・理由 「これらのものから委託を受けた者」とは「どのようなもの」の「委託を受けた者」かが明示されていなません。 委託の内容は「何かの輸送」「何かの製造」「何かの運営」「軍事活動」等、「何を」委託される者かが不明確と思われます。 また、「委託を受けた者」という状態をどのようにして確認するかも示してください。 例： ≫注文書などによる受発注の形態 ≫政府や軍機関による命令 ≫明確な契約を軍と締結する前だが、正規軍からの依頼や発注を受けること前提とした武器製造や軍事活動に係る事業を行っている。 （そのような営業許可を得ている） など	あらゆるケースを一概に整理することは難しく、個別にご相談いただきたいと考えております。 その中で、一般化できる事例があれば、今後、Q＆A等により、周知してまいります。
35	3. P65以降 輸出者等概要・自己管理チェックリストについて ・意見内容1 この様式は2025年7月提出分から用いるとの理解でよいですか？ また、記載項目に対する意図、記載内容の明確化をお願いします。 ・理由 様式の改訂だけで何が求められているか不明なため。 ≫【Ⅰ 輸出者等基本情報】[6 主な取引形態]： 「III」の項目で判別できるのではないのでしょうか ≫【Ⅰ 輸出者等基本情報】「7 親または子会社等の情報」： どのような意図で設けられ、どのような基準で記載されるものか不明 資本関係のある国内会社でCLを受理している会社ということでしょうか？ 親・子とする定義はどのようなものになるのでしょうか？ また、「等」とは何を指しますか？ ≫【Ⅳ 自己管理チェックリスト】「10包括許可」 （2）実績：一覧表や電子データの管理・把握：これはデータの提出を求められているのでしょうか？ （4）通常兵器キャッチオール：この項目はまだ施行されていない内容に対する設問ですが、2025年の回答はどうなりますか？ ≫その他【Ⅰ 輸出者等基本情報】【Ⅱ 輸出管理内部規定情報】【Ⅳ 自己管理チェックリスト】の記載項目すべてに対しどのような意図で設けられている項目か、どのような内容を記載するかを明示し、記載例も合わせて示してください。	輸出者等概要・自己管理チェックリストについては2025年7月の提出に間に合うよう改正・施行の予定です。 また、各記載項目の記載内容についてはQ＆A等をHPに公表するなど、事前に明確化を図らせて頂きます。
36	4. 補完的輸出規制の改正全般に伴うもの ・意見内容1 ① 今回の改正に伴いCPの変更を要する場合は、いつまでに変更届出、CP受理票の取得を行う必要があるのでしょうか？ ②経済産業省の安全保障貿易管理のWebサイトではキャッチオール規制に係る手続きフロー図や客観要件確認シートが掲載されていますが、今回の改正に伴いこれらも改正いただきたいです。	① 今回の改正により既存のCPの変更が必要な場合は改正後の補完的輸出規制の制度が施行されるまでに行うことが望ましいですが、社内運用を制度の施行以降実施しつつ、CPの変更の届出は、他の変更を要する際に同時に実施することも可能です。 ② 客観要件確認シート等も改正予定です。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
37	今回新たに設定された、特定品目（輸出令16の項（1））に関する質問です。 通常兵器キャッチオール規制の客観要件に関わる手続きフローでは、まず特定品目に該当するか？を1？6に分類された各HSコードから選定することとなっています。その行為自体は、輸出国である日本側が決定するHSとして、明確に選定可能です。しかし、仕向国となる輸入国側が、輸出国である日本側のHSをそのまま受け入れるか？は、輸出側の判断ではなく、輸入側の各国判断によるものと考えます。 例えば、輸出側（日本）で”特定品目HS”と判断した品目であっても、申請不要となる客観要件の確認が出来ていれば、仮にインボイス上に印字するHSが輸入国側が採用したHSであっても、特に問題ないと考えてよろしいでしょうか。それだけで潜脱行為と見做されることを懸念しています。 特に、各種経済連携協定（EPA/FTA等）などの対象品目の場合、仕向国である輸入国側が採番したHSを記載することが考えられるため、ご教示下さい。	特定品目のHSコードと判断した品目であっても、輸出者において、客観要件に該当しないと判断した場合には、輸出許可申請は不要です。
38	以下の意見を今回の改正に反映させてください。 １．国際人道法・国際人権法への違反を続けるイスラエル軍およびパレスチナ被占領地のユダヤ人入植地関連企業を、規制対象となる外国ユーザーリストに追加してください。 ２．一般国向けの追加規制として「特定品目」（輸出令別表第１第16項（１））に産業用ロボットを追加してください。産業用ロボットはデュアルユース製品であり、ガザ地区でジェノサイドを行っているイスラエル軍向けの通常兵器（例えば、155ミリ砲弾）の生産にも日本製の産業用ロボットが使われています。 ３．国際法違反を続けるイスラエルへの武器やデュアルユース製品の輸出について、少なくともロシアに対して行っている規制と同レベルの規制をしてください。 ４．戦争犯罪を行っている国（例えばイスラエル）に、グループA国（例えば米国）を迂回して武器やデュアルユース製品が輸出されています。それを防ぐため、グループA国も客観要件（用途要件・需要者要件）の対象としてください。	いただきました御意見は、今後の参考とさせていただきます。
39	（１）輸出貿易管理令第4条五号について 一般国（別表３にも別表３の２にも当たらない国・地域）については、１６（１）に対しても、少額特例の対象とすべきである。 （理由）現在リスト規制品の一部に対して少額特例が設定されているが、１６（１）は、リスト規制品ではない以上これより機微度が低いと考えられるためである。現在、この少額特例の例外として、大量破壊兵器キャッチオール・通常兵器キャッチオールのインフォーム要件・客観要件が地域に応じて設定されているが、改正案でも一般国の場合リスト規制品には通常兵器キャッチオールの客観要件は特例の例外にはなっていない。 （２）貨物等省令第十四条の２ 四号について 第88.07号の注釈の(第88.02項又は第88.06項の物品の部分品に係るものに限る。)を ●（第8802.60号又は第88.06項の物品の部分品に係るものに限る。）に変更すべきである。 （理由）第88.02項で規制するのは8802.60号のみとしている以上、その部分品に限定すべきである。 （３）通常兵器開発省令 二号・三号について 「輸出者が入手した文書等のうち経済産業大臣が告示で定めるものにおいて、当該貨物の需要者が輸出令別表第一の一の項の<u>中欄に掲げる貨物の開発等を、</u>、、」の意味合いから考えると、大量破壊兵器懸念として外国ユーザーリストに掲載された需要者は、通常兵器キャッチオールの需要者要件の対象ではないと考えて良いか？ また、同様のロジックにて、通常兵器懸念として外国ユーザーリストに掲載された需要者は、大量破壊兵器キャッチオールの需要者要件の対象ではないと考えて良いか？ （４）明らかガイドラインについて（チェック項目17ロ及び19） （4-1）通常兵器キャッチオールの視点でこれらを解釈すると 1. 仕向国が一般国向けの場合： a. 品目が１６（１）の場合：明らかガイドラインを確認して最終判断必要。（17ロを除く点で問題がなければ許可申請不要） b. 品目が１６（２）の場合：通常兵器キャッチオールの用途要件・需要者要件の対象ではないので、明らかガイドラインを確認するまでもなく）許可申請不要	（１） いただきました御意見は、運用状況等も踏まえつつ、今後の施策の参考とさせていただきます。 （２） ご指摘を踏まえ、修正いたしました。 （３） ご理解の通りです。 （４－１） 「通常兵器区分」の外国ユーザーリストは、通常兵器との関連性が指摘されている等、その懸念が払拭されない企業・組織についての情報を提供するものです。⑩のロ（パブコメ時のもの）はかかる懸念が払拭される場合を想定しており、その趣旨を明確にする修正をいたしました。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	2. 仕向国が別表3の2の国の場合： a. 品目が16（1）又はおその強い貨物例の場合：（明らかガイドラインを確認するまでもなく）許可申請必要 b. 品目が16（2）の場合（おその強い貨物例を除く）：明らかガイドラインを確認して最終判断。 となると考えるがこの理解で問題はないか？ （4-2）明らかガイドラインが、それが成立する場合を、「チェック項目1～20（改正案の場合）が一つも該当しないこと」を判断基準とするとしていながら、17ロでは、これを除く項目1～20の該非を持ってその該非を決定する論理構成は極めて分かりづらいと考える。明らかガイドラインが成立する判断基準とする項目を規制毎や仕向国毎に複数設定するなどして、分かりやすさを優先した構成を検討頂きたい。 （5）16（1）の該非判定 関税率表番号（輸出統計品目番号）による貨物の特定はそれなりに分かりやすいものであるが、判断が難しい場合もありうる。その場合、税関への事前問い合わせを持って最終判断として良いか？（税関に提供する情報に虚偽や錯誤がない前提）それとも経済産業省に問い合わせるべきかをご教示頂きたい。 （6）通常兵器キャッチオール規制コンプライアンスのやり方 パブコメ募集時の関連資料「補完的輸出規制の見直しについて」のスライド5「通常兵器キャッチオール規制の客観要件に係る手続フロー」では、 ①16（1）かどうかの判定 → ② 用途要件の確認 → ③ 需要者要件の確認 → ④ 明らかガイドラインの順での手続きフローが示されていた。 これはあくまでも一例であり、16（1）の判定の前に、用途・需要者の確認を先行して行い、必要に応じて16（1）の判定を行うというように、輸出者に合わせた順序で手続きフローを組み立てることに問題ないことをご確認頂きたい。	2. a. については明らかガイドラインの⑩を確認いただいた結果、「明らかなとき」に当たらないものになると考えております。 2. b. についてはご理解の通りです。 （4－2） いただきました御意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、⑩のロの趣旨を明確にする修正を行いました。 （5） リスト規制は「品目」に該当すれば（該非判定）、原則輸出許可が必要ですが、キャッチオール規制は、今般輸出令別表第一の16の項（1）に規定される品目も含め、該非判定はなく、輸出者において、客観要件（用途・需要者）該当性を確認して輸出許可の可否を判断することになります。 そのため、リスト規制が前提に立つものではなく、HSコードの確認は客観要件該当性と併せて行っていただくものであり、リスト規制における該非判定とは異なります。HSコードは、輸出者においてご判断ください。 （6） フロー図はあくまで判断の仕方の一例を簡易的に示したものにすぎません。実際の客観要件の判断は、政省令等に従い行ってください。
40	〔御意見〕技術にも「特定品目」を導入するか否かについて ・意見内容 新設される輸出令別表第一16項(1)に定められた<u>貨物</u>を一般国に輸出する場合、通常兵器キャッチオール規制に係る用途要件と需要者要件の確認が必要になるようですが、同様の規制は<u>技術</u>でも導入されるかを明確にさせていただきたく存じます。 ・理由 「補完的輸出規制の見直しについて」p6の青字部分にて「当該貨物に係る設計、製造又は使用に係る「技術」も対象。」と記載がある一方、新旧対照表（政省令告示）を見ると外為令別表に16項(1)を新設する予定がなかったため。	貿易外省令9条2項7号において規定されております。 なお、16の項（1）に係る技術の提供が規制されていることはホームページ等を利用し、周知して参ります。
41	意見記入者は法学部法律学科卒の人物である。 今回の改正の方向性は、経済安全保障、テロ犯罪組織等に巻き込まれる恐れの未然防止、同志国等の連携強化・国際安全保障等に資することから、改正方向性に賛同する。	いただきました御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
42	〔意見〕 ある貨物を輸出令別表第一16項(1)に該当するかを判定する際、関税定率法別表の『関税率表の解釈に関する通則』によりHSコードを決定することの明確化が必要と考える。 ・意見内容 ある貨物を輸出令別表第一16項(1)に該当するかを判定する際、『関税定率法別表の関税率表の解釈に関する通則』によりHSコードを決定することを明確化して頂きたい。 ・理由	HSコードは輸出者においてご判断ください。 いただきました御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	輸出令別表第一16項(1)に集積回路が対象となっておりますが、集積回路は多くの装置等に搭載されるため、影響が非常に大きいと考えています。 ある貨物が16項(1)に該当するかを判定する際、まず、その貨物のHSコードを決定する必要がありますが、その際、関税定率法別表の『関税率表の解釈に関する通則』（以下、通則）の原則により、HSコードを決定することを明確にして頂きたいと考えております。 これは、輸出貿易管理令の運用について（運用通達）の1の1-1の(7)の(イ)中のただし書きの部分が16項(1)にも準用されると考えた場合、通則による決定と異なる場合が想定されるためです。 例えば、いわゆる電子工作キット（デジタル時計やライントレースロボットのような完成品の特性を明確に有しているもの）に小型のプロセッサが含まれる場合、通則2(a)を適用すると、デジタル時計やライントレースロボットとしての決定となりますが、運用通達が準用されると考えた場合、プロセッサ、即ち8542.31プロセッサ及びコントローラとしての判定も必要となるためです。 また、例えば、一般的なノートパソコンは、通則1を適用すると、8471.30携帯用の自動データ処理機械になると考えますが、近年は、内部のプロセッサが半田付けされず、ソケットで実装されるものもあるため、運用通達が準用されると考えた場合、8542.31プロセッサ及びコントローラとしての判定も必要となるかと思われます。 改正後の貨物等省令第14条の2第1項第一号には、「～関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）～」、運用通達には、「～ただし、輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物～」の記載がありますが、審査の手順を考えると1～15項の判定を行った後に、16項(1)の判定を行うことになるので、誤認しやすいかと考えており、明確化をお願いする次第です。	
43	〔意見〕 輸出令別表第一の16項(1)の対象品目の「88.07部分品（第88.02項又は第88.06項の物品のものに限る。）」の関税定率法別表との差異の明確化と、宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケットと、無人航空機の部分品だけとする。 ・意見内容 輸出令別表第一の16項(1)の対象品目の「88.07部分品（第88.02項又は第88.06項の物品のものに限る。）」について、関税定率法別表では含まれている第88.01項が除かれていることを明確にし、第88.02項は、8802.11、8802.12、8802.20、8802.30並びに8802.40を除くとするか、8802.60とすること。 ・理由 輸出令別表第一の16項(1)の対象品目の内、航空機、宇宙飛行体、部品として、 「8802.60 宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット」 「8806 無人航空機」 「8807 部分品（第88.02項又は第88.06項の物品のものに限る。）」 が挙げられておりますが、関税定率法別表では、「8807 部分品（第88.01項、第88.02項又は第88.06項の物品のものに限る。）」と、第88.01項が含まれており、誤認しやすいかと考えております。そのため、第88.01項が除かれていることを明確にして頂きたいと存じます。 また、第88.02項には、 「8802.11並びに8802.12のヘリコプター」、「8802.20、8802.30並びに8802.40の飛行機その他の航空機」が含まれており、これらは、16項(1)の対象品目でないにも関わらず、部分品だけが対象となるのは矛盾があるのではないかと考えております。そのため、8802.11、8802.12、8802.20、8802.30並びに8802.40を除くとするか、8802.60として頂きたい。	御指摘を踏まえ、修正いたしました。
44	〔意見〕 輸出令別表第一16項(1)で集積回路が対象となっておりますが、これに対し、どの法令通達のどの条文の規制や除外が適用されるのか明確化をお願いいたします。 ・意見内容 輸出令別表第一16項(1)で集積回路が対象となっておりますが、これに対し、どの法令通達のどの条文の規制や除外が適用されるのか明確化をお願いいたします。 ・理由 輸出令別表第一16項(1)で集積回路が対象となっておりますが、貨物等省令第19条第1項第二号（リスト規制）では、集積回路の「設計又は製造に必要な技術」は規制されていますが、「使用」は規制されておられません。一方、貨物等省令第28条（キャッチオール規制）では、「使用に係る技術」も規制されています。	今回のパブコメ原案の条文により、許可を受けなければならない場合、許可が不要になる場合については明らかと考えており、補足資料6ページに「当該貨物に係る設計、製造又は使用に係る『技術』も対象。」と明示しておりますが、審査で混乱が生じる恐れがあるとの御意見に対しては、ホームページ等により制度の周知を図って参ります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	リスト規制で規制されていない技術が、キャッチオール規制では規制されることになり、審査で混乱が生じる恐れがあると考えております。リスト規制で規制されていない技術が、キャッチオール規制では規制されることを明文化して頂けるようお願いいたします。 また、集積回路は様々な目的に使用され、その目的に応じた回路及びその技術を内包しており、また、役務通達用語の解釈から、集積回路の実装（据付）、故障検出解析（保守、点検）などの技術が含まれ、プロセッサ及びプロセッサに制御（操作）される集積回路では、そのプログラムも含まれるものと考えられるかと思えます。 非常に広範囲な規制となるため、これも審査で混乱が生じる恐れがあるかと考えており、規制に係る例を数例、明示して頂けるようお願いいたします。 一方、市販の集積回路は、インターネットなどでデータシートが公開されており、使い方についての書籍も多く出版されており、プログラムについてもソースコードが公開されているものが多くあり、これらについては、貿易外省令第9条2項の許可を要しない役務取引等に該当するのかの明確化をお願いいたします。	
45	〔意見〕 需要者要件である「需要者が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等を行った」に当たるケースの例示 ・意見内容 需要者要件である「需要者が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等を行った」が非常に広範囲であるため、当たるケースの例示が必要と考えます。 ・理由 一般国向けは、特定品目（輸出令16の項(1)）について需要者要件が追加されるが、その要件は「需要者が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等を行った」となっており、これは、非常に広範囲なものになると考えられます。そのため、審査を行う際、判定が困難になることが生じるのではないかと危惧しております。例えば、次のようなケースがあった場合に、需要者要件に当たるのかどうか、例示をお願い致します。 ・大学の体育系学部又は大学公認の部活動の射撃部で、スポーツ用銃を使用して競技スポーツとしての射撃を行った場合の大学又はその個人。 ・詳細は不明ながら軍事訓練や軍事理論の講義がある大学、又はそれらを履修した個人。 ・徴兵のある国で、徴兵されたことがある個人。 ・あらゆる組織・個人に対して情報活動への協力を強制する法令が施行されている国の大学で、民生用のドローンの開発を行った大学又は個人。	一概にお答えすることは難しいため、需要者要件該当性に疑義のある場合には、個別に相談いただきたいと思いますと考えております。 一般化できる事例については、今後、Q&A等により周知してまいります。
46	国際人道法・国際人権法への違反を続けるイスラエル軍およびパレスチナ被占領地のイスラエル入植地関連企業を、規制対象となる外国ユーザーリストに追加してください。 イスラエルは70年以上パレスチナでの不法入植とパレスチナ人への民族浄化を行ってきました。今まで日本がイスラエルの不法入植・虐殺を行う国、企業と取引し、人権侵害に加担してきたのは本当に許せません。	いただきました御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
47	輸出管理手続きが大幅に免除されている「グループA国」の中には、戦争犯罪を行っている国（例えばイスラエル）に積極的に武器を輸出している国（例えば米国）があります。 こうした国際法違反を助長したり加担したりすることのないよう、グループA国をインフォーム要件だけでなく客観要件（用途要件・需要者要件）の対象としてください。	いただきました御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
48	告示案第2号へ（一）について、汎用性が十分高く、技術的新規性が高いとはいえないため、技術移転に係る安全保障上のリスクは低いと考えられる。日本企業の事業機会を損なう恐れもあるため、対象から除外していただきたい。	対象技術については、他国の関心や当該技術に係る我が国の不可欠性・優位性などを総合的に勘案し、安全保障上のリスクが高いものとして選定しております。 本措置は、海外への技術移転を止めることが目的ではなく、官民対話を通じて適切な技術管理を徹底することが目的です。適切な技術管理が行われることで、安全保障上の懸念が払拭されれば、技術移転が可能であり、ご指摘のような事業機会への影響も最小限に留めることができると考えております。
49	〔意見〕 輸出令別表第一の16項(1)に関する規制例外を設けることについて ・意見内容 輸出令別表第一の16項(1)の品目について、本人が自己使用するためのもので、相手先に対して貨物を引き渡すことを意図せず使用	本人が自己使用するためのもので、相手先に対して貨物を引き渡すことを意図せず使用後に日本に持ち帰ることを前提とする16の項（1）の品目を輸出する場合、基本的には客観要件に該当しないものと考えますので、原案が適当と考えます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	後に日本に持ち帰ることを前提とするものについては、輸出令第4条第1項第2号へで規定する「無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物」の一つに含め、無償告示の二において「一時的に出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物（（1）に掲げる貨物に係る部分に限る。）であって、貨物等省令第14条の2第一号から第六号までのいずれかに該当するもののうち、本人の使用に供すると認められるもの」を追加すべきである。 ・理由 輸出令別表第一の16項に新設する(1)の品目には、「集積回路」や「検査用の機器」のように、仕様・性能を定めずにHSコードだけで定義した場合、かなり幅広いものが含まれると想定される。 例えば大学・研究機関においては、教員・研究者が外国大学等と共同で学術研究目的の実験を行う際など外国での研究活動の実施にあたって日本からオシロスコープやマルチメーター等の装置機器を持参することがある。それらの装置機器はHSコード上「集積回路」や「検査用の機器」などに当てはまると考えられるが、その多くは高性能品とはいえず、また、基本的には日本に持ち帰る前提である。 このような装置機器は、2024年4月24日の安全保障貿易管理小委員会中間報告で通常兵器補完的輸出規制の見直しにおいて絞り込むべき対象品目として挙げられた「安全保障上懸念が高い品目（例えば、精密誘導兵器関連の技術、軍事指揮系統の高度化に資する技術、ゲームチェンジャーとなる技術。）」に当てはまるとは考え難く、新たに通常兵器キャッチオール規制の客観要件の確認対象とすることは規制見直しの趣旨を超えて不合理に負担を増加させる懸念がある。過剰な規制となって国際的な学術研究活動を委縮させることのないよう考慮を求めたい。	
50	●イスラエルのパレスチナ人に対する戦争犯罪、ジェノサイド犯罪、アパルトヘイト犯罪は、国際的な平和及び安全に対する脅威である。したがって、イスラエル軍等によってそれらの犯罪に用いられ得る武器やデュアルユース製品の輸出については、少なくとも、ロシアに対し輸出令別表2の3で行っている規制と同レベルの規制を行うべきである。 ●今回の改正案では、一般国向けの追加規制として「特定品目」（輸出令別表第1第16項（1））が定められ、各種「工作機械」が対象とされているが、そこで想定されている通常兵器（例えば、155ミリ砲弾）の大量備蓄に関しては、産業用ロボットと工作機械とを組合わせた生産の高速化が極めて重要な要素となっている。日本企業製のロボットがイスラエル企業の兵器製造ラインで使用されているケースも問題となっている。したがって、特定品目に産業用ロボットを加えるべきである。 ●安全保障貿易管理小委員会は2021年の中間報告では「人権に着目した安全保障貿易管理」について詳細な検討を行っている。しかし、2024年の中間報告では、人権に関する議論がほとんどなされていない。昨今のイスラエルの軍事行動に関しては、国連でも武器・デュアルユース製品の禁輸を求める声が高まっていることを日本は積極的に支持すべきである。特に国際刑事裁判所がイスラエル軍元トップに対し、戦争犯罪・人道に対する罪等で逮捕状を発行していることや、国際司法裁判所がイスラエルの占領を違法と判断したことを考えれば、規制対象となる外国ユーザーリストにイスラエル軍や入植地関連企業を追加することが必要である。 ●今回の改正案では、輸出規制が大幅に免除されている「グループA国」を経由した迂回に対する対策として、同グループに対するインフォーム要件が追加されている。しかし、これまで、中国やロシア、イスラエル等の軍関連企業で日本企業の工作機械やロボットが用いられていることが指摘され、少なくともその一部はこの迂回問題によるものであることを鑑みるならば、インフォーム要件の対象とすることで問題が解決するとは到底考えられない。安全保障貿易管理小委員会中間報告（2024年）では、「当該グループA国の輸出管理当局との一層の執行協力を進めることを前提とし、当該インフォームは、安全保障貿易管理における最終手段として位置付けるべきである」とされ、欧米諸国を中心とするグループA国との外交関係が慮られているが、これらの国々の多くは、イスラエルのガザ攻撃を支持してきた国々であり、日本の安全保障上の立場は、これらの国の立場と完全に一致するものではない。グループA国に対する規制が、対米従属外交によりうやむやにされないためには、グループA国に対しても客観要件（用途要件・需要者要件）の対象とすべきである。	いただきました御意見は、今後の参考とさせていただきます。
51	内容： 外国為替令第十七条第2項、同4項、輸出貿易管理令第一条第3項について、これらの新設の規定は「経済産業大臣は、法第二十五条第2項(法第二十五条第3項、法第四十八条第2項)の規定に基づき許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、その者に対する通知により、その許可を受けなければならない行為(役務取引、輸出)を指定してするものとする。」旨を規定すべきものと思慮します。 理由： 外国為替及び外国貿易法で「主務大臣は、・・・、政令で定めているところにより、許可を受ける義務を課することができる。」とされるもの(法第十六条、第十六条の二、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十四条の二、等)に関して、従来より外国為替令においては、告示又は通知により許可を受けなければならない対象を指定してされることが規定(外為令第六条、第六条の	原案が適切と考えますが、いただきました御意見は、今後の参考とさせていただきます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	二、第八条、第十一条の三、第十五条、第十六条、第十八条の三、等)されてきております。 したがって今改正においても同様に、政令においては主務大臣が義務を課する手続きを定めるべきものと思慮します。	
52	1. 国際人道法・国際人権法への違反を続けるイスラエル軍およびパレスチナ被占領地のイスラエル入植地関連企業を、規制対象となる外国ユーザーリストに追加してください。 2. 一般国向けの追加規制対象となる「特定品目」に産業用ロボットを追加してください。日本製の産業用ロボットは、ガザでジェノサイドを行っているイスラエル軍向けの通常兵器（例えば、155ミリ砲弾）の生産に使われています。 3. 国際法違反を続けるイスラエルへの武器やデュアルユース製品の輸出について、少なくともロシアに対して行っている規制と同レベルの規制をしてください。	いただきました御意見は、今後の参考とさせていただきます。
53	[意見] 外国為替令 第十七条第2項 及び、輸出貿易管理令 第一条第3項の新設、また、それに付随する別表第1（第一条、第四条関係）及び、経済産業省令等について、16項目を分割し管理する改正に関する意見 ・意見内容 大量破壊兵器に使用される懸念物資が、別表第3の地域を経由して別表第3地域以外の国に迂回輸出されることを防止したい意図は理解しますが、大量にある16項目から対象品のみを抽出し管理するには施行までの期間があまりにも短くとても厳格に管理できるとは思えません。6月の施行を取りやめて頂くか、もう少し準備期間を長くにとって頂くかをご検討頂きたい。 また、経済産業省令で規制対象品を関税率表の項番（HSコード）で表記していますが、安全保障輸出管理の観点から別表項番における表記にして頂きたい。 同じく、「補完的輸出規制の見直しについて.pdf」の6ページに「※輸出令の16項(1)として貨物を掲げ、省令でHSコードを規定。」と記載されていますが、HSコードではなく貨物等省令番号や別表項番による指定が、更に遵法性を高めることに繋がると考えます。” ・理由 今回の改正案では、社内審査の運用方法の変更やシステム改修、16項目の再審査など、当社だけでなく産業界全体に大きな負担となると考えます。 本改正案に基づくシステムの改修には、少なくとも一年程度の期間が必要であり、施行予定の6月では十分な準備期間を確保することが困難です。これにより、運用開始時に混乱が生じる懸念があります。 省令で関税率表の項番（HSコード）を用いて規定する場合、安全保障輸出管理を担う部署でのHSコード管理は少なく思われ、貿易業務を担う部署にて使用管理体制を敷く企業が多いと考えられます。 そのため、該非判定管理システム・ツール上でのHSコード管理の実現性や、施行日までの管理体制構築は厳しいと思われます。”	いただきました御意見は今後の参考とさせていただきます。 なお、施行は公布から「6月後」（6月ではございません。）を予定しております。
54	[該当箇所] 輸出貿易管理令別表第一 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令 第十四条の二 六 関税率表第九〇二七・五〇号 [意見内容] HSコード 9027（物理分析用又は化学分析用の機器）分類において、『9027.50（その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る））のみが、16項（1）に分類された理由について教えてください。 [理由] 9027には、9027.10, 20, 30, 81, 89, 90等も分類に含まれるが、その中で9027.50のみ機微品目であると判断された理由が知りたく存じます。	今日の安全保障環境を踏まえた関係国との議論や、個別の輸出管理審査の事例等を踏まえて、安全保障上の懸念の高いリスト規制されていない汎用品を選定したものです。
55	[該当箇所] 輸出貿易管理令別表第一 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令 第十四条の二 六 関税率表第九〇二七・五〇号	貨物等省令第16条の2各号に規定するHSコードに当たらない品目は16の項（2）となります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	[意見内容] NDIR原理（非分散形赤外線吸収方式）を用いたガス分析装置は、HSコード『9027.10（ガス又は煙の分析機器）』に分類されます。測定原理として赤外線を使用していますが、HS分類では9027.50に分類されません。 この場合、HS分類に従って、当該ガス分析装置は16項（2）でよろしいでしょうか。 [理由] －	
56	国際人道法・国際人権法への違反を続けるイスラエル軍およびパレスチナ被占領地のイスラエル入植地関連企業を、規制対象となる外国ユーザーリストに追加してください。	いただきました御意見は、今後の参考とさせていただきます。
57	一般国向けの追加規制対象となる「特定品目」に産業用ロボットを追加してください。日本製の産業用ロボットは、ガザでジェノサイドを行っているイスラエル軍向けの通常兵器（例えば、155ミリ砲弾）の生産に使われています。	いただきました御意見は、今後の参考とさせていただきます。
58	1. 補完的輸出規制関連全般について 【意見】 今回の通常兵器キャッチオール規制の改正は、安全保障情勢の変化を踏まえて、武器禁輸国向け以外であっても客観要件を適用するという輸出管理上の必要性和、産業界との対話を通じて、輸出者がこれに対応する上での手続き負担の軽減とを両立させるために、規制範囲を明確化した上で許可を要する局面を最小限にする制度設計となっているものと受け止めています。今後、施行段階では、調整が必要な局面も出てくるかもしれませんが、密な意見交換を通じて適切な運用となるよう、よろしくをお願いします。 また、中小企業、アカデミアも含めて、各種のアウトリーチを通じて、理解が促進されるようお願いします。 【意見】 これまで、武器禁輸国以外の一般国向けであっても、自主管理の観点からご当局が懸念を有してインフォームがあり得る場合を探るために、ご当局にご相談に行き様々調査を行う例もある一方で、特段懸念を探ることなく輸出する企業もありました。今回の改正での客観要件追加の議論を通じて、ご当局が懸念性が高いと捉え、輸出者の如何を問わず、許可対象とする上での判断材料とすべき品目、ユーザーが明示されたことから、企業間の公平性も担保され、自主管理上の負担も軽減されることになったと受け止めています。	いただきました御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
59	2. 輸出令第1条第3項の新設及び第4条第2項第三号について 【意見】 今後の「中期的課題等」の検討において、キャッチオール規制の規定ぶりをわかりやすいものにするようお願いします。 【理由】 新設された輸出令第1条3項と第4条2項三号については、以下のようなものと理解しています。すなわち、 ・外為法第48条2項は、主として迂回輸出防止を目的とする規定であるが、政令が定められていなかったため、適用対象はなかった。 ・今回の改正で、グループA国経由の迂回輸出防止を目的として政令を定めることとなった。適用対象とするのは、キャッチオール規制の対象品目である輸出令別表第1の16の項に掲げる貨物を輸出する場合に、インフォームがなされる場合となる。 ・法技術的には、従来のキャッチオール規制の規定パターンと同様に、輸出令第1条3項により、別表第1の16の項に掲げる貨物をグループA国を仕向地として輸出する場合全体を許可対象とした上で、その適用はインフォームがなされる場合に限られることを規定するために、第4条2項三号を設けることになった。 このような趣旨であることは理解できますが、外為法体系でわかりにくいと言われる項目の一つがキャッチオール規制の規定ぶりです。中小企業含めて法令遵守を徹底する上でも、制度の規定ぶりのわかりやすさは重要です。今後、産構審小委提言での「中期的課題等」について検討される場合に、その規定ぶりをわかりやすくする等の検討もお願いします	原案の条文により、許可を受けなければならない場合については明らかと考えますが、条文が複雑で理解しがたいとの御意見に対しては、ホームページ等により制度の周知を図って参ります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
60	3. 罰則について 【意見】 外為令第 17 条第 2 項および輸出令第 1 条第 3 項は、それぞれ外為法第 25 条第 2 項および第 48 条第 2 項を根拠としているが、違反時の罰則が外為法第 25 条第 1 項および第 48 条第 1 項と異なる（軽減されている）、この認識で問題ないでしょうか。 （例） - 外為法 25 条第 2 項：「5 年以下の懲役または 1,000 万円以下の罰金」（第 69 条の 7） - 外為法 25 条第 1 項：「7 年以下の懲役または 2,000 万円以下の罰金」（第 69 条の 6）	ご認識の通りです。
61	4. 通常兵器について① 【意見】 通常兵器（武器）の具体的内容、範囲が明確になるよう、国際レジームのワッセナーアレンジメント（WA）が定めている武器リスト（ML）に準じたものとするか、ML を追加する形でそれらの品目が含まれることを明確にすることについて、ご検討をお願いします。 【理由】 通常兵器のキャッチオール規制は、（貨物については）輸出令別表第 1 の 1 の項の貨物（武器）の開発、製造、使用のために用いられるものとされていますが、同項の品目規定が漠然としているため、同規制の対象となるのかが的確に判断することが難しいという課題があります。 国際レジームの WA/ML では「武器」の内容、範囲を明確に示されていますが、そこに掲載された品目が 1 の項では明示されておらず、どの項目の範疇に入るのかも明確ではありません。一例を挙げると次の通りです。 ① 軍の近代化に大いに資する C3I や C4I については、WA/ML では、明確に ML21.b.にてソフトウェアとして規定されています。（貨物としては ML11.の電子機器と思われます）。 一方、外為令別表では、1 の項の技術を「輸出令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術」としていますが、1 の項に貨物の明示がない（例えば C4I システム等）ため、C3I や C4I がどの品目でカバーされているのか分からず、規制されていないとの誤解を生じる可能性があります。 ② 同様に、地上用レーダーも該当する品目が見当たりません。 ③ 自機防御装置も 1 の項には明示がありませんが、WA/ML では、ML4.c.で明確に規定した上で、民間航空機に搭載している状態及び具体的な機能、性能をもって除外しています。 （なお、軍用航空機搭載型電子妨害装置は ECM を指しているものと思われます）。 WA/ML については、我が国においても既に、北朝鮮制裁に係る貨物検査法に基づく政令に委任された告示（※）において、WA/ML が「武器」の内容を示す国際標準であるとの国会答弁の下に、規定されています（最初は閣議決定を要する政令で規定され、後に迅速履行の必要性から告示に委任されたという経緯があります）。 同告示の内容を、そのまま輸出令別表第 1 の 1 の項に代替させるか、それが諸般の事情で難しいのであれば、追加する形にすることは可能ではないかを思われます（例えば、（18）に WA/ML を反映した上記政令（で委任された告示）で定める「武器」部分を規定し、「（1）から（17）に該当するものを除く）」とすること等により、既存規定の維持と「武器」の具体的内容の明確化を両立させる方法はあるのではないかと思われます。）。 ※ 国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表 1 の項及び 2 の項の規定に基づき物資を告示する件	輸出令別表第一の規定により、許可を受けなければならない場合については明らかと考えますが、的確に判断することが難しいという御意見は今後の参考にさせていただきます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
62	５．通常兵器について② 【意見】 輸出令別 １ の １ の項の品目は、武器品目であり、武器専用品を意味するとの本来の考え方に立った運用を行っていただき、混乱を招くことがないようにお願いします。 【理由】 １ の項の各品目の該非の運用に関して、ご当局の一部で、時として、本来の武器品目の考え方（軍用として特に設計された武器専用品）に反して、「軍が使用するもの」と捉えたご指導がなされて困惑するという声が聞かれます。 しかし、１ の項は武器専用品であり、２ の項以下が、１ の項の開発、製造、使用に使われる恐れがある汎用品を規定したものだということとは明らかですし、経産省 QA においても明確にされています（「当該貨物の形状、属性等から客観的に武器専用品と判断できるもの」）。 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda01.html#:~:text=%E3%80%90%E5%AE%9A%E7%BE%A9%E3%80%91-,%E2%96%BCQ%EF%BC%92%EF%BC%8D%EF%BC%91%3A%E8%B3%AA%E5%95%8F%C2%A0%202014/4/1,-%E3%80%8C%E9%98%B2%E8%A1%9B%E8%A3%85%E5%82%99%E3%80%8D%E3%81%A8 また、例えば、「軍用航空機、軍用無人航空機及び軍用航空機用原動機の解釈について」（輸入注意事項 57 第 4 号(57.3.15) 最終改正：令和 3 年 12 月 22 日付け・輸入注意事項 2021第 22 号）などにおいても、「軍用」とは「軍用に特に設計したもの」との解釈が上記 QA と同様に示されています。 https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/03_law/download_yunyu/57_4tsutatsu_gunyokouku_ki_kaishaku.pdf なお、具体的品目が示されないままに、「軍用に特に設計したもの」に該当するのか、他の民生用途があるのかといった判断は難しい面もあることから、判断の上での誤解や負担が生じないよう、前掲のように、WA/ML の準用又は追加が適切と思われます。	いただきました御意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
63	６． 16 の項(1)の品目を他の貨物に組み込んだ時の考え方 【意見】 輸出貿易管理令別表第1 の 16 の項（１）の品目（HSコードで指定された品目）を他の貨物に組み込んだ場合は、「輸出統計品目表の解釈に関する通則（https://www.customs.go.jp/yusyutu/2017/data/tuusoku.pdf）」に従って、他の貨物全体全体としての HS コードを設定することになります。 今回の 16 の項（１）やロシア制裁等、HS コードで規制される昨今、HS コードへの正しい理解がますます重要になると認識しております。 「輸出統計品目表の解釈に関する通則」の考え方は税関 HP に掲載されていますが、経済産業省と財務省と連携して、啓蒙活動を進めて下さいますようお願いします。	いただきました御意見は、今後の参考にさせていただきます。
64	７．輸出令別１の１６の項（１）① 【意見】 ・ 16 項(1)の判定が必須と誤解してしまう ・ 該非判定において 16 項(1)と(2)の峻別が不要であることを明確化して欲しい ・ 該非判定書に 16 項(1)、(2)の区別が不要であることを明確化して欲しい 以上に関して、混乱を招かないためにも、Q&A 等で明確化をお願いします。	１６の項（１）に該当する貨物であるか否かについては、輸出者として、当該輸出が通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるか（客観要件）を自ら判断する際に検討が必要となるものであり、１６の項（１）に当たる事のみをもって直ちに輸出許可申請すべきとするものではないことから、該非判定を要するものではありません。 具体的には、国連武器禁輸国・地域に輸出する場合は１６の項（１），（２）のいずれについても客観要件に該当すれば許可申請が必要です。 その他のグループA以外の地域向けに輸出する場合は、１６の項（１）に当たる場合には

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	8. 輸出令別1の16の項（1）② 【意見】 輸出貿易管理令別表第1の16の項（1）の内容と実際に規制する品目（貨物等省令第14条の2の内容）にずれが生じています。16の項（1）に品目名を記載するのであれば、貨物等省令第14条の2に記載のHSコードの品目名と整合性が取れる記載に修正をお願いします。 品目を記載することが難しいのであれば、このような不整合を防ぐため、16の項（1）も貨物等省令第14条の2と同じくHSコードを記すのは如何でしょうか？ 16の項（2）もHSコードで記載されているため、記載方法の統一の観点からもその方が望ましいと考えます。 しかし、HSコードのみの記載では分かり難いということで、今回、品目名を記載したのであれば、正確な記載をお願いします。 【理由】 別表第1の16項(1)への記載は、HSコードの紙4桁の品目に対する輸出統計品品目番号表の品名がそのまま記載されています。実際の規制品目は貨物等省令で詳細なHSコード（品目によってはHSコード上6桁での規制）が記載されているため、実際に記載されていない品目も別表第1の16項(1)上で規制品目として記載されており、適切な理解の妨げとなっています。例えば、16項(1)の11「マイクローム」という個別の貨物名が掲載されています、マイクロームのHSコードは9027.90であるため16項(1)の規制品目ではありません。	客観要件に該当するか又はインフォームを受けない限り、16の項（2）に当たる場合には、インフォームを受けない限り、許可申請は必要ありません。今回の制度内容等については、こうした点を含めホームページ等を利用し、周知して参ります。 リスト規制においても、輸出令別表第一で規定される品目を貨物等省令でスペック等につき詳細を定めており、構造的な問題はないものと考えておりますが、いただきました御意見については、今後の参考にさせていただきます。
65	9. HSコードについて① 【意見】 通常兵器CA規制について、16項（1）該当貨物はHSコードで指定されていますが、HSコードの6桁レベルの見直しは、世界税関機構（WCO）が定めたスケジュールに基づきほぼ5年ごとに行われています。対象となる品目のHSコードの変更がある場合には通常兵器CA規制自体も同期して変更となるのでしょうか？	ご理解のとおりです。
66	10. HSコードについて② 【意見】 輸出令の16項（1）として貨物を掲げ、省令でHSコードが規定されている（ロシア制裁以降、HSコードで規定される品目が増えていると認識しています）。 輸入のHSコードは、税関による「事前教示制度」があり書面での回答を得ることができますが、他方、輸出のHSコードは、税関による書面回答制度は現状なく、口頭（電話や税関の窓口での照会）又はEメールで照会を行うだけに留まっています。 HSコードで規定される品目が増えている現状において、経済産業省からも税関に対し、書面回答を前提とした「事前教示制度」を新設するための働きかけをお願いします。	いただきました御意見については、今後の参考にさせていただきます。
67	11. 外国ユーザーリストについて① 【意見】 通常兵器版の外国ユーザーリストが導入されることになったことは、明確性、予見可能性の面で優れており、中小企業等も含めて、注意が必要なユーザーがわかるため、適切な措置と受け止めています。 外交的配慮は必要ということは理解しますが、上記の観点からは、ご当局が懸念を有する者はできるだけ掲載していただけるようお願いします。それによって、我が国の輸出管理の底上げにつながるものと思います。 【意見】 現行の外国ユーザーリストは、外国当局等との情報交換等を通じて掲載していると理解していますが、西側諸国では、米国のEntity List などのように、禁輸リスト、懸念者リストが様々あります。掲載理由にはさまざまあると思われますが、外国当局との情報交換を通じて、それらのうち、我が国にとっても懸念があり注意管理が必要と考えられるユーザー等については掲載していただくをお願いします。 我が国としての輸出管理であるため、極力「自前」のリストで運用されることが望ましいと	いただきました御意見については、今後の参考にさせていただきます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	思われます。	
68	１２．外国ユーザーリストについて② 【意見】 誓約書に違反した輸入者、ユーザーで、悪質と思われる者については、外国ユーザーリストに積極的に掲載することは、他の輸出者が迂回輸出等に巻き込まれることの防止につながるため、ご検討をお願いします。	いただきました御意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
69	１３．懸念需要者（外国ユーザーリスト以外）の情報提供について 【意見】 今後「外国ユーザーリストに掲載されていない懸念需要者の情報提供のあり方」をご検討をお願いします。	いただきました御意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
70	１４．税関への申告について 【意見】 輸出令別１の１項から１５項 該当貨物については税関への輸出申告時に該当項番（NACCSコード）を申告する必要がありますが、１６項（１）に該当する貨物について税関への輸出申告の際に特段の対応は必要ないという理解でよろしいでしょうか？	今後、施行までの間にＱ＆Ａ等により明確化させていただきます。
71	１５．「入手した文書」の範囲 【意見】 告示の第一号中の「その他の輸出者が入手した文書等」第三号の「三 前二号に掲げるもののほか、その貨物の輸出に際して、輸出者がその内容を確認した文書等」というものがあり、従来通りとなっています。 これは、当該輸出者の取引実態や商習慣の範囲で入手することが通例であるような文書であり、有償の様々な企業データベース等で入手した文書やデータは含まれないことをＱＡ等で明らかにしていただくようお願いします。 【理由】 キャッチオール規制では、品目、用途、需要者を限定し、更に明らかガイドラインを適用することによって、許可申請を要する場合を極力限定するとの考え方に立って、設計されています。用途要件、需要者要件にしても、契約書や取引相手側か連絡を受けた場合などに限定されています。今回の制度改正の際に示されたフロー図においても、その考え方が前面に出ています。 こういう考え方で制度設計されている中では、「その他の輸出者が入手した文書等」も、当該輸出者の取引実態や商習慣の範囲で入手することが通例であるような文書と捉えることが適当と思われます。 また、もし、有償の様々な企業データベース等で入手した文書やデータまで含まれることとなれば、自主管理をしっかりやればやるほど許可申請義務が生じてしまい、不測の法的責任追及を受けるということになるのであれば、むしろ何も調べないようにしたほうが良いという方向にインセンティブが働いてしまいます。 また、産構審小委報告書でも、随所に「企業間の公平性」担保の必要性が指摘されています。その観点からも、様々な有償データベースで調べるほどマイナスとなってしまうことは公平性を損ねることになりかねません。 このような事態は、ご当局としても意図するものではないと思いますし、自主管理の充実を安心して行うためインセンティブとするためにも、上記意見のように明らかにしていただくことを強く要望するものです。 なお、上記のように、規定の適用が不透明、不安定となる懸念を排除するために、今後、「中期的課題等」の検討の際に、その一環として「その他の輸出者が入手した文書等」「輸出者がその内容を確認した文書等」といった規定の存続の必要性についてもご検討をお願いします。	補完規制通達では、従前より、「輸出者等は、…入手した文書その他の情報のうち自らにとって都合の悪いものに対し目隠しをしないこと」と規定しております。輸出管理当局としても、輸出者の自主管理の充実を図るため、アウトリーチ活動や立入検査の重点化等を通じて、企業等間の公平性が担保できるよう責任ある自主管理の徹底を推奨してまいります。 フロー図はあくまで判断の仕方の一例を簡易的に示したものにすぎません。実際の判断に当たっては政省令等をご確認ください。 なお、いただきました御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
72	１６．輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令 https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000287289 のP.28 【意見】	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	「おそれがある省令」という記述は 正しくは「おそれがある場合を定める省令」ではないでしょうか。	
73	17. 明らかガイドラインについて① 【意見】 明らかガイドラインの項目②と⑦の内容では、合理的理由にならない場合が多く起こると考えられ、制度の主旨から離れた判断につながる可能性が高いと思います。 例えば、スタートアップ企業等、起業して間もない会社であれば「当該貨物等に関係する事業経験がほとんどない」にあたってしまうでしょうし、運送貨物運送会社が輸送用の機器を購入することもありうると思います。 また、企業間の一般的な取引において製品機密をまもるために「原材料の組み合わせに関する情報を提供したがない」ことはおうおうにしてあります。 ②と⑦の書きぶりについて、制度の主旨に照らし適切なものに改正していただきたいと思います。	明らかガイドラインは需要者要件に該当することを前提に、当該取引においては通常兵器の開発等以外に用いられることが明らかであるかを判断するにあたり確認するものです。 米国E A RのR e d F l a g sにも同様の規定があることから、制度の趣旨に照らして適切なものと考えておりますが、いただきました御意見については、参考にさせていただきます。
74	18. 明らかガイドラインについて② 【意見】 ⑰ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、次のいずれにも該当しないこと。 イ ～が一致しないこと。 ロ ～が払拭されない事項がないこと。 「イ～ 一致しないことに該当しないこと」「払拭されない事項がないことに該当しないこと」と二重否定になっているため、分かり難いです。	ご指摘を踏まえ修正いたしました。
75	19. 補足資料における通常兵器キャッチおる規制の審査ステップについて① 【意見】 経産省説明資料「補完的輸出規制の見直しについて」の P.4 の表で おそれ貨物 34 品目は「『一』※16 項(1)品目と重複排除」となっていますが、 「『〇』※16 項(1)品目と重複排除」ではないでしょうか？ 16 項(1)の品目と通常兵器おそれ貨物との関係性が不明確のように思われます。 おそれ貨物で規定されていて、16 項(1)に該当しない貨物は一般国における通常兵器転用はないということでしょうか？	補完規制通達において、おそれの強い貨物例は武器禁輸国向けの取引について特に慎重審査を求めるものであるため、御指摘のとおり資料を修正します。
76	20. 補足資料における通常兵器キャッチオール規制の審査ステップについて② 【意見】 現在、経産省HP に掲載されている「補完的輸出規制（キャッチオール規制等）輸出許可申請に係る手続きフロー図 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/catch-all/frouzu.pdf 」には、「上記フローは、一つの参考例を示したものであり、手続等の手順は各企業に委ねられるものである」と記載されています。 同じようにパプコメの補足説明資料「補完的輸出規制の見直しについて」P.5 の「通常兵器キャッチオール規制の客観要件に係る手続フロー（一般国向けの場合のイメージ）」も「一つの参考例を示したものであり、手続等の手順は各企業に委ねられるものである」という理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。 手続フローはあくまで判断の仕方の一例を簡易的に示したものにすぎません。確認の手順は輸出者の事情に応じて行っていただいて差し支えなく、用途、需要者の確認から行っていただいても問題ございません。
77	21. CP 改定について 【意見】 今回の改正により、CP 変更の届出が新たに必要となるのでしょうか。もし必要であれば、その時期がいつまででしょうか。	今回の改正は、輸出者等遵守基準や輸出者等遵守事項そのものに関する改正ではないため、必ずしもC Pの内容変更を行う必要はありません。 ただし、本制度改正に伴う貨物等の輸出等を行っている場合において、現行のC Pの規定で対応できない場合には、内容変更の必要が生じますので、ご留意いただく必要があります。
78	1. 【輸出者等概要・自己管理チェックリスト様式 3】の【Ⅰ輸出者等基本情報】の「7.親又は子会社等情報」25 年度のチェックリスト CL の様式に親又は子会社の情報として社名と出資比率を記載する欄 【意見】 国内、国外すべての子会社を列挙する必要がありますでしょうか。 意見提出者（企業）は子会社が国内外合わせて 20 以上あるのですが、全部別紙に記載して提出が必要でしょうか？	国内、国外全ての子会社を列挙頂く必要がありますが、既存の資料もしくは別紙として作成頂いても支障ありません。
79	2. 【輸出者等概要・自己管理チェックリスト様式 3】の【Ⅱ輸出管理内部規程情報】25 年度のチェックリストCL の様式に社内研修の欄	社内研修については、役員、職員について欄を設けご報告頂くこととしております。階層別の教育については、実施して頂くことが望ましい指標はQ & A等にて方針を示すこととしております。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	【意見】 役員と職員、さらに階層別教育実施の有無の欄が新設される認識しています。 意見提出者（企業）は簡単な輸出管理の全社員対象に様に e ラーニングを実施していましたが、役員向けや階層別の研修コースを新設しなければならないということで、教材を選ぶ前に対象を正確に把握したいと考えています。 役員とは担当役員のみでよいのでしょうか。他の役員は対象外でよいですか？職員への社内教育とは、これは主管部の職員を意味していますか？あと階層別教育とは、全社の専門職と一般職にコースを分けて教育することを意味していますか？ この 4 つの区分について詳しい説明の記載がある資料などがありましたら教えていただけないでしょうか？	
80	3. 「輸出管理内部規程の届出等について」 1（1）④（PDF45 枚目） 【意見】 規程の新規届出の際は、従来の「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」の提出が必須と考えます。 したがって、従前の CL を別添 A として残した上で、 1（1）の④は、（様式 3）⇒（様式 3 別添 A）として記載すべきと思います。 一方で、3（1）①については、（様式 3）⇒（様式 3 別添 B）とすべきと思います。	C Pの新規届出の際時には、従来（改正前）の「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」の提出は不要としております。改正後は、新規の届出の際には規程の細則等を確認させて頂く一方で、適正な監査が遂行できているか否かの指導の際に従来の「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」を活用する予定です。
81	4. 新旧対照表（通達）P67, 70（輸出者等概要・自己管理チェックリスト） 【意見】 P67 の末尾に、【過去 5 年間における外国ユーザーリスト掲載需要者への輸出等（外国の企業経由を含む）の実績】は「別添に仕向地、外国ユーザーリスト掲載需要者名、輸出等時期、輸出貨物・技術の名称、用途を記載のこと」とありますが、P70 の別添には当該欄がないので、作成いただくか任意の形式を可とするか明確にさせていただきたい。	御意見を踏まえ、別添様式に追記します。
82	5. 輸出管理に係る制度・運用の合理化①CL（チェックリスト）の見直しについて 【意見】 CL の記載項目が大幅に変更となっていますが、具体的な記載要領を早めにウェブサイトなどで公開していただくようお願いします。	御意見を反映し対応して参ります。
83	6. 「輸出管理内部規程の届出等について」チェックリスト 【意見】 「親又は子会社等情報」が追加されているが、この範囲は国内のみか、海外の関連会社も含むのでしょうか。	国内及び国外の情報となります。 なお、関連会社については、リスト規制貨物等及び16項（1）の貨物等を取り扱う会社を対象としております。定義についてはQ&A等にて記載させていただきます。
84	7 . 輸出管理に係る制度・運用の合理化①CL（チェックリスト）の見直しについて 【意見】 産業界への確実なアウトリーチ（説明会開催、QA 充実化等）をお願いします。	御意見を反映し対応して参ります。
85	包括許可取扱要領 1. 補完的輸出規制の見直しにおける「特別一般包括許可」の対象地域の追加について 【意見】 正規軍向け取引の場合における対象地域において、防衛装備移転協定を締結した以下の現状追加案に加え、スリランカ及びUAE も検討頂きたい。（台湾等、ほかにもシーレーン上は重要と思われる国はありますが）（現状追加案：インド、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア） 【理由】 スリランカはインド太平洋シーレーン上の要衝に位置する重要国であり、近年防衛省を主に同国との防衛協力・交流を強化しており、意見提出者（以下当社という。）の同国代理店を経由した同国正規軍関連取引も堅調な増加基調にある。同じく当社と正規軍関係の取引があります。インド、インドネシアとも隣国である同国も加えることは、当社及び同国側（代理店、需要者（軍））の手続き合理化に大幅に貢献することが期待され、ひいてはインド洋シーレーンの安全保障強化という国益にも寄与します。 UAE については、令和6年1月に日・アラブ首長国連邦（UAE）防衛装備品・技術移転協定が発効しており、インド等同様、追加すべきと考えます。 資料①令和 6 年度防衛白書記事抜粋	いただきました御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	(https://www.mod.go.jp/j/press/wp/wp2024/pdf/R06zenpen.pdf) のP.391 資料②防衛省 HP 記事抜粋 (https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/area/2021/20210706_lka-j.html)資料③ 外務省 HP (https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_00188.html)	
86	2. 輸出令別表第1の16の項(1)の特別一般包括許可について 【意見】 防衛装備関連の許可にあたって、付随的に取引されるキャッチオール品目の取り扱いについて、実務に配慮した包括許可範囲の設定をいただき、詳細な目配せに感謝いたします。 特別一般包括許可の範囲に関して、「同一の契約」とありますが、提出書類通達にも記載のとおり、必ずしも契約書に依らず注文書等に基づく取引、それに基づく許可もございますので、「契約書等」としていただくか、そのような許可の場合はこれを排除するものではないことをQ&A等で解説をお願いします。	ご指摘を踏まえ修正いたしました。
87	3. 展示会等包括役務取引許可 4 展示会等包括役務取引許可の申請手続 (3) 申請に必要な書類 【意見】 (1) 下記のような問題があると考えます。 問題点： 「提出書類(二)基本技術情報に係る関係行政機関の長の意見書等の写し」(以下「行政機関意見書」)を、申請に必要な書類としています。 意見内容： 行政機関意見書は、基本技術情報(パンフレット、動画、模型、説明資料及びQ&A)及びその具体的対象を添付し、いつ、どのような機会で展示等することについて、支障がないか確認いただき、結果を行政文書として書簡で発行頂くこととなります。すなわち、これに基づいて与えられる展示会等包括役務取引許可の範囲も限定されるように読め、同じ基本技術情報について、別の展示会で別の時期に展示する場合は、別の包括役務取引許可申請を要するのではないかと懸念します。 展示会包括は、展示会、商談会などの防衛装備の移転に係る初期段階の商談等における技術情報の提供手続きを合理化することを目的に創設されたことを鑑みると、展示会等包括役務取引許可の範囲は、許可申請の際に特定した展示会に限定されず、その後に開催される別の展示会や工場見学などについても、同じ技術情報の範囲であれば適用することができるようにしていただきたいです。	いただきました懸念に関して、今後の施策の参考とさせていただきます。
88	4. 展示会等包括役務取引許可 「3 展示会等包括役務取引許可の範囲」(2)の項 【意見】 「3 展示会等包括役務取引許可の範囲」(2)に、「防衛装備…外国政府の要人の受入れの…見学会の参加者に対して行う場合」とありますが、この参加者は政府の要人のみでしょうか。 実ケースでは、外国政府から委託等を受けた企業等の非居住者の同行が想定されるため、これらも許可範囲に含める配慮をお願いします。(不可の場合は、受け入れに際しての許可申請が結局発生してしまうため) また、防衛装備品関連で既に契約が成されている案件の、試験立会等もこの役務取引許可の範囲に含まれるのでしょうか?それとも商談段階での見学会に限定したものでしょうか。	御意見を踏まえ、修正します。 契約締結がなされた当事者同士のやりとりに関しては、許可の要件にある「移転に係る商談に際して」の情報提供に該当しないものと考えています。
89	5. 展示会等包括役務取引許可 4 展示会等包括役務取引許可の申請手続 (2) 申請窓口 8 展示会等包括役務取引許可の更新 (1)「許可の更新を受けた者は、原許可証を返還することを必要としない。」 9 展示会等包括役務取引許可の取消及び失効 (1)「許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。」 様式12の2及び12の3(別添A及びB) 【意見】	御理解の通りです。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	様式の提出、原許可証等の記載から、紙の文書をもって安全保障貿易審査課に申請するように読めますが、間違いないでしょうか。昨今、包括許可についても NACCS 申請となっているため、確認させていただく次第です。	
90	6. 展示会等包括役務取引許可 4 展示会等包括役務取引許可の申請手続 (3) 申請に必要な書類 様式 12 の 3 (別添 B) 【意見】 申請手続きの詳細について確認させてください。 (ロ) 展示会等包括役務取引許可申請書 ①申請時には防衛装備品を特定する必要はなく、どのような防衛装備品であっても、関係行政機関が認めた範囲であれば許可するという理解ですがよろしいでしょうか。 ②また、申請理由については、例えば次の様な記載でよろしいでしょうか。 「展示会において、弊社防衛装備品の基本技術情報を提供するため、展示会等包括役務取引許可を申請いたします。なお、提供する技術の範囲は防衛装備庁が提供を認めた範囲に限定いたします。」 ③自主開発の防衛装備品によっては、防衛装備庁の意見書が頂けないことも考えられます。 ①では「防衛装備庁」といたしましたが、このような場合は、経済産業省より意見書を頂くこともありえるので、「関係行政機関」あるいは「防衛装備庁または経済産業省」でよろしいでしょうか。可能であれば、関係行政機関への申請様式のご提示をお願いします。 ④各種文書については、貴省HP に記載例を示していただきたくお願いします。	① 展示会等包括役務取引許可の要件等に基づき、申請手続きに沿って対応ください。 また、別表 9（パブコメ後、別表 8 の 2）の許可の条件のとおり、要件に従い技術の提供を行う場合には、事前に基本技術情報に係る関係行政機関の長の意見書等を得た技術であることとされております。 ② 申請理由は、案件に応じて対応ください。 ③ 「関係行政機関」に経済産業省は含みません。 そのため関係行政機関が求める申請様式は提示できかねます。 ④ いただきました御意見については、今後の参考とさせていただきます。
91	7. 展示会等包括役務取引許可 - 展示会等包括役務取引許可の要件 - 展示会等包括役務取引許可の範囲 【意見】 2 において、「防衛装備の移転に係る商談に際して、」とありますが、3 の範囲と整合させるためには、「防衛装備の移転に係る商談等に際して、」としてはいかがでしょうか。	御指摘のとおり修正します。
92	8. 展示会等包括役務取引許可 2 展示会等包括役務取引許可の要件 3 展示会等包括役務取引許可の範囲 【意見】 3 については、(1)を除き「基本技術情報」の記載がありません。 特に、(3)については諸元等の基本的技術情報を越える役務取引が予想されます。 (3) 外国事業者から許諾を得て実施する技術について、その実施状況を共有するため当該外国事業者に対して行う場合 (3)はライセンス国産などを想定していると思料しますが、このような場合の役務取引は基本技術情報の範囲では不可能です。2の要件には「特定国の非居住者に提供する場合に、一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならない」とありますが、これに従い、基本技術情報を越える技術情報であっても、防衛装備庁等より、提供可の意見書を頂ければ、本包括許可の範囲で役務取引ができるという理解でよろしいでしょうか。	許可の要件にあるとおり、基本技術情報を提供する場合になります。 また、別表 9（パブコメ後、別表 8 の 2）にあるとおり、「事前に基本技術情報に係る関係行政機関の長の意見書等を得た技術であること」が許可の条件となります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
93	9．展示会等包括役務取引許可 別表 9 (3) 【意見】 (3) 展示会等包括役務取引許可に基づき技術の提供を行った際の資料を、提供時から少なくとも7年間保存すること（ただし、外為令別表のうち、輸出令別表第1の1の項の(5)、(6)、(10)から(12)までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術の提供の場合は5年間保存すること）。 保存期間を7年、5年としていますが、これは外為令第27条第2項との関係によるものでしょうか。同規定は「核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい技術等」についてのものですが、展示会における基本技術情報は、開示されても問題のない情報です。「核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい技術等」に該当しないと考えますので、5年で問題が無いのであれば、一律、5年としてはいかがでしょうか。	輸出者等遵守基準を定める省令において、輸出関係書類等の文書等の保存に努めることを規定しています。 保存期間については、武器・大量破壊兵器関連は少なくとも7年、通常兵器関連については少なくとも5年保存することとなっており、技術情報の機微度等によってその扱いを区分することは適当ではないと考えます。
94	10．展示会等包括役務取引許可 別表9 (7) 【意見】 脱字と思われます。 ×・・・平和及び安全の持の観点・・・ ○・・・平和及び安全の維持の観点・・・	御指摘のとおり修正します。
95	11．展示会等包括役務取引許可 3 展示会等包括役務取引許可の範囲 【意見】 ①現在の関係行政機関の長からの意見書としては、防衛装備に関する特定の情報について、「公知情報として取り扱っても支障がないか」という確認依頼を行い、「何人に対しても開示することが可能であり、不特定多数の者が入手可能な公知の技術として取り扱われても支障がないこと」を回答いただく実務があるが、これに限らず、関係行政機関の長から、基本技術情報を提供する取引を行うことについて、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならない旨の確認が得られれば、3の範囲に含めて支障ないか。すなわち、例えば、外国事業者から許諾を得て実施する技術について、実施状況を共有するために、当該時外国事業者に対して当該技術及びこれに関連する技術を提供することは、本来であれば許可を要する取引になり得るところ、当該技術及びこれに関連する技術について、関係行政機関の長から、公知として差支えないことの確認でなく、当該外国事業者に対する提供することが国際的な平和及び安全の維持を妨げることとはならない旨の確認が得られれば、包括許可の下で取引することができるという理解で間違いないか。 ②意見書については、従来公知性を確認する目的で利用されてきたが、本包括許可制度施行に伴い、内容・目的が変更されることとなるため、包括許可制度施行後に、どういった確認依頼、回答となることを想定しているか、典型例の明示をお願いします。	① 御理解の通り、許可の要件にある「基本技術情報に係る関係行政機関の長の意見書等を得た技術」である必要があります。また、許可の要件等に従って申請される書類等を確認した上で、「取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならない」と認められるときは、外為法に基づく経済産業大臣の許可となります。 ② 御意見を踏まえ、申請手続きにおいて混乱を招かないように対応します。
96	12．展示会等包括役務取引許可 - 展示会等包括役務取引許可の要件 - 展示会等包括役務取引許可の範囲 (2) 及び(3) 【意見】 ①2により本包括許可の範囲は、「展示会等で基本技術情報を提供する取引」又は「一括して許可を行っても国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならない情報提供」と読むことが出来ます。 3(2)において外国の要人の工場見学等では、商談のため、又は、ライセンス生産に係るもののため等で技術情報の提供が行われますが、例えば、次の整理でよろしいでしょうか。 ・商談のための要人の工場見学⇒基本技術情報の提供 ・ライセンサー国の国防大臣等の工場見学⇒国際的な平和及び安全の維持を妨げることとはならない情報の提供なお、提供する技術情報は、基本技術情報に係る関係行政機関の長の意見書等の範囲が前提です。	① 許可の要件にあるとおり、「特定国において提供することを目的とする取引を行おうとする場合」又は「特定国の非居住者に提供する場合」とされており、御意見のような整理ではございません。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	②本包括許可の範囲に「外国事業者から許諾を得て実施する技術について、その実施状況を共有するため当該外国事業者に対して行う場合」が含まれています。通常、実施状況の共有はライセンス生産に伴う個別役務取引許可の中で行われるものと考えますが、当該許可の有効期限に、国の予算や許可制度上の関係から空白が生まれてしまうことがあります。このような場合、商談に伴うものではなく、ライセンス生産等を実施に伴う場合であってもこの包括を適用できると考えてよろしいでしょうか。	② 許可の要件に従った技術情報であり、また別表9（パブコメ後、別表8の2）の許可の条件にある「事前に基本技術情報に係る関係行政機関の長の意見書等を得た技術」であることを踏まえ、許可の範囲に該当する役務取引は適用されます。
97	【意見1】《輸出令》第4条第1項第五号（少額特例制度）について 【意見】 ・4条1項五号で、「一般国」（別表第3にも別表第3の2にも含まれない地域）向けで少額特例が適用されないケースを、三号の「イ、ロ、又はニ」としていますが「イからニのいずれか」の方が適切ではないでしょうか？ ※ 五号の改正条文抜粋 又は <u>同表に掲げる地域以外の地域</u> を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、同号の <u>イ、ロ及びニ</u> 【理由】 ・今回の改正で「一般国」案件の通常兵器補完的規制にも 16項(1)品目の場合は、用途要件と需要者要件が追加されました。（4条1項の旧二号における「別表第3の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合に合つては、イ、ロ、及びニのいずれにも…」が削除され、新三号では代わりに「別表第3以外の全地域についてイ～ハのいずれにも…」という形になりました） ・「一般国」案件の通常兵器補完的規制で「イ、ロ、又はニ」を規制発動としているのは 16項(2)品目の場合です。（4条1項の新四号柱書） ・リスト規制品は、16項(1)品より更に機微度が高いと思われるにもかかわらず、少額特例における適用制限が16項(2)品並みというのはアンバランスではないかと考えます。	いただきました御意見は、運用状況等も踏まえ、今後の施策の参考にさせていただきます。
98	【意見2】《提出書類通達》別表1について 【意見】 ・別表1の注意事項（※2）において、「一般国」向けで少額特例が適用されなかった案件について《輸出令》4条1項三号の「イ、ロ、又はニ」に該当するケースを本省申請としています。「イからニのいずれか」の方が 適切ではないでしょうか？ ※ 別表1の改正案抜粋 輸出令 <u>別表第3以外の地域</u> を仕向地として輸出しようとする場合であつて、輸出令第4条第1項第三号 <u>イ、ロ又はニのいずれか</u> ・なお、少額特例不適用のケース以外でも、リスト規制品の取引で、いわゆる客観要件に該当する（リストとキャッチオールのダブル該当）のケースはありえます。 この場合の申請窓口も記載しては如何でしょうか？（16項品同様、本省申請になると思います） 【理由】 ・意見1で述べたように、「一般国」案件の少額特例適用制限条件は「輸出令4条1項三号イ～ニのすべて」（イ～ニのいずれに該当しても制限）とするのが順当と思っております。 許可申請窓口の記述にも、上記を反映してはどうか、という意味での提案です。	いただきました御意見は、運用状況等も踏まえつつ、今度の施策の参考にさせていただきます。
99	【意見3】《提出書類通達》Iについて 【意見】 ・I（許可申請の前に輸出者及び提供者が実施する事項）は、大量破壊兵器（現行）以外に 通常兵器への利用可能性確認も含めた方がよいのではないのでしょうか？ ※ Iの関連条文（今回は改正対象外）抜粋 1から15までの項の中欄に掲げる技術の提供を目的とした取引若しくは当該取引に関する行為にあつては、 <u>その用途が核兵器</u> （核爆発活動、国際原子力機関との間の協定に基づく保障措置が適用されない核燃料サイクル活動及び重水製造を含む）、化学兵器、生物兵器又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機的设计、製造、使用又は貯蔵（以下「大量破壊兵器の開発等」という。） <u>でないことを確認するよう努めてください。</u>	補完規制通達に対応する提出書類通達上の調査事項につきましては、補完規制通達も参照ください。 いただきました御意見を踏まえ、Q&A等で調査事項の明確化をします。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	・また確認の結果、補完的規制という客観要件にも該当（リスト規制とダブルで）した場合の取扱いにも言及しては如何でしょうか？ 【理由】 ・今回の改正で、「一般国」向けの通常兵器キャッチオール規制に客観要件が盛り込まれました。輸出者はリスト規制品の場合も、通常兵器客観要件のチェックが求められるものと思いますからそれを明文化してはどうかというのが最初の提案です。 ・チェックの結果、客観要件該当となった場合ですが、懸念対象が通常兵器だけにケースも多く、かつ深刻性は大量破壊兵器よりも小さいことから、「一律に申請不可」は行き過ぎかと思われます。そうした場合に、どのような方法で申請させるのかの情報も、通達で示していただけないだろうかというのが2番目の提案です。	
100	【意見4】《貿易外省令》9条2項十四号イについて 【意見】 ・9条2項十四号イで、「一般国」（別表第3にも別表第3の2にも含まれない地域）向けの大量市販品プログラムの特例が適用されないケースを、七号の「イ、ロ、又はニ」としていますが「イからニのいずれか」の方が適切ではないでしょうか？ ※ 十四号イの改正案抜粋 （前略 輸出令別表第三の二に掲げる地域以外の地域（輸出令別表第三に掲げる地域を除く。）に該当する外国の非居住者に提供する取引にあっては、<u>第七号イ、ロ若しくはニ</u>のいずれにも）該当しないもの 【理由】 ・意見1で少額特例制度について述べたのと同様に、「一般国」案件の大量市販品特例適用制限条件は「七号イ～ニのすべて」（イ～ニのいずれに該当しても制限）とするのが順当と思っております。	いただきました御意見は、運用状況等も踏まえ、今後の施策の参考にさせていただきます。
101	国際法違反を続けるイスラエルへの武器やデュアルユース製品の輸出について、ロシアと同レベルの規制を行なってください。グループA国を通じて、イスラエルなどの戦争犯罪を行なっている国に武器やデュアルユース製品が輸出されることがないように、グループA国をインフォーム要件だけでなく客観要件（用途要件・需要者要件）の対象にしてください。	いただきました御意見は、今後の参考とさせていただきます。
102	国連人権理事会のパレスチナ被占領地独立調査委員会や国際司法裁判所の認定に基づき、国際法に違反してパレスチナへの占領と民族浄化を続けているイスラエル軍およびイスラエル入植地関連企業を、規制対象となる外国ユーザーリストに追加してください。 ガザで行われているジェノサイドに、日本産の産業用ロボットを用いて生産された通常兵器が使われていることが報告されています。一般国向けの追加規制対象となる「特定品目」に産業用ロボットを加えてください。 国際法違反の占領や虐殺を続けるイスラエルを国連武器禁輸国と同等の扱いとし、デュアルユース製品の輸出規制をしてください。 「グループA国」の中には、戦争犯罪を行っている国（例えばイスラエル）に積極的に武器を輸出している国（例えば米国）があります。こうした国際法違反を助長したり加担したりすることのないよう、グループA国をインフォーム要件だけでなく客観要件（用途要件・需要者要件）の対象としてください。	いただきました御意見は、今後の参考とさせていただきます。
103	1. 対象条文：新旧対比表73ページ 展示会等包括役務取引許可 3 展示会等包括役務取引許可の範囲 （2）防衛装備に関する協力国等の外国政府の要人の受入れの一環として行われる申請者の工場、研究所その他の施設の見学会の参加者に対して行う場合 企業意見 ・改正後の文言では、申請者の工場等の施設の見学会の参加者が“外国政府の要人”と限定されています。 ・装備移転を行うにあたり、装備移転先国の政府からは、装備移転先国の企業との協業・提携が多くの場合必須条件(もしくは選定を	御意見を踏まえ、修正します。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	有利にする条件)として付されます。 ・一方、装備移転先国の企業としては、どの企業と協業するか判断するため、協業相手である日本企業の能力等を理解する必要があります。 ・ほとんどの企業は工場等施設の見学を要求してきます。 ・上記状況を踏まえ、見学会の参加者の範囲に、“装備移転先国の協業企業”も含めていただきたいと思います。 ・“装備移転先国の協業企業”では、対象が広すぎるということであれば、“既に協業に関し合意文書を交わした外国企業”等の文言を追加する等ご検討いただければと思います。	
104	2. 対象条文：新旧対比表77ページ 別表9 展示会等包括役務取引許可の条件 （3）展示会等包括役務取引許可 に基づき技術の提供を行った際 の資料を、提供時から少なくとも7年間保存すること 企業意見： ・「展示会等包括役務取引許可に基づき提供を行う技術」には、防衛装備庁の通達(装装装第11104号 防衛省が開発等行った装備品等の部外転用に係る技術資料等の用等に関する事務処理要領) で規定される、企業開示申請を行い、装備庁の承認を得た情報を含めることを想定しています。 ・同通達に基づく開示承認期限は、通例1-2年とされることが多いと聞いており、承認期限が切れた情報は返却/廃棄が求められると聞いています。 ・「展示会等包括役務取引許可に基づき技術の提供を行った際の資料」を7年間保存するが、開示承認期間が切れた情報は、そこから削除して保管すればよいのか等具体的な運用が見通せないところがあります。 ・今後のご調整において、企業での同一情報の保持期間は同一とする等企業側での混乱を避けられるような施策をご検討いただけましたら幸いです。	いただきました御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
105	・意見内容 申請・届出・報告等の書類について、提出者が法人番号のある組織の場合は法人番号の提出を行わせるようにすべきと考える。 ・理由 法事番号がある事よっての行政の事務能率の向上や公正性の向上が見込める事から（一方、事業者の負担はそう増さないはずである。ワープロソフトで書類の編集を行う場合はテンプレート的な機能の利用が行えるであろうし、紙に手書きで記述を行う場合もゴム印でも用意しておけば良いはずである。）。 （経済産業省貿易経済安全保障局は前身だった貿易経済協力局の頃から頑迷にも法人番号の利活用について拒否的な姿勢を（銃器の輸出入等の僅かな例外を除き）貫いていたのであるが、不適切であるので法人番号の利活用を行うようにされたい。日本に恨みでもあるのであろうか？そのように疑うが、輸出入事務に関して法人番号の記載を行わせるようにしないのは、はっきり言って、確定的に不適切である。国機関として適切な行政を行うようにされたい。）	いただきました御意見は、今後の参考とさせていただきます。